



長柄町

第5次総合計画後期基本計画 第3期総合戦略

令和8年度(2026)～令和12年度(2030)



令和8年(2026年)3月

はじめに

長柄町は、令和7年に町制施行70周年という大きな節目を迎えました。これまで本町の発展を支えてこられた先人のご尽力と町民の皆様の温かいご理解とご協力に対し、あらためて深く感謝申し上げます。

この70年の歩みを確かな礎とし、次の時代へ向けた新たな一步を踏み出すため、本町のまちづくりの羅針盤である「長柄町第5次総合計画前期基本計画」及び「第2次長柄町総合戦略」が令和7年度をもって計画期間を終えることから、このたび、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「長柄町第5次総合計画後期基本計画・第3次長柄町総合戦略」を策定いたしました。



本計画では、町民一人ひとりが「笑顔」で「希望」と「幸福感」を実感できるまちの実現を基本理念とし、「子育て千葉県一」の実現に向けた環境づくりをはじめ、全世代が主役となって活躍できる地域社会を形成してまいります。

あわせて、喫緊の課題である人口減少の抑制に向けた取組を推進するとともに、地域の基盤を支える「持続可能な農業」の振興を着実に進めてまいります。

さらに、従来の枠組みにとらわれない多様な主体との連携と協働を推進し、行政だけでは成し得ない新たな価値の創出に挑戦してまいります。

こうした取組を通じて、誰もが安心して暮らし、未来に希望を持てる長柄町の実現を目指してまいります。

今回の計画の策定にあたり、小学生の皆さんによるワークショップ、中学生の皆さんのアンケート、町民アンケートなど、多くの皆様から貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました。未来を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代の皆様が真剣にまちの将来を考え、計画づくりに参加して下さったことに、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

長柄町長 月岡 清孝

長柄町 町民憲章

輝く太陽 澄む大気

豊かな緑 清い水

わたくしたちはこの恵まれた自然と
由緒ある伝統をもつふるさとを愛し、
調和のとれた豊かな町として限らない発展をめざし
この憲章を定めます

1. わたくしたちは自然を大切にし
清潔で美しい町をつくりましょう。
1. わたくしたちは伝統を尊び教養をつみ
文化の香り高い町をつくりましょう。
1. わたくしたちは創意と工夫をもって仕事に励み
豊かな町をつくりましょう。
1. わたくしたちはきまりを守りお互いに助け合い
住みよい町をつくりましょう。
1. わたくしたちは生きがいを求めて心身をみがき
健康で明るい町をつくりましょう。

持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて

国連で採択したSDGsは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標で、令和12年までに実行、達成すべき事項を整理しています。“誰一人取り残さない（No one will be left behind）”という理念のもと、経済・社会・環境をめぐるグローバルな諸課題の解決を目指すものです。

SDGs目標の達成には、国や企業だけではなく、広く全国の地方自治体による積極的な取組を推進することが不可欠とされています。

このため、本町では、それぞれの施策におけるSDGsとの関連性を明らかにし、本計画の推進を通じてSDGsの達成を目指すものとし、後期基本計画の本編中にはSDGsの17ゴールのうち関連するアイコンを付しています。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 
<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う</p>	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 
<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 				
<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>				

資料：国連広報センター

目次

序論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 基本構想の概要	3
1. まちづくりの基本理念	3
2. まちの将来像	3
3. まちづくりの基本目標	4
第3章 町民意識	5
1. アンケート調査にみる町民の意向	5
2. 小学生からの提言	8
第4章 人口ビジョン	9
1. 人口の推移	9
2. 人口増減の推移	11
3. 人口シミュレーション	12
第5章 総合戦略	16
1. 総合計画との一体化	16
2. 総合戦略（戦略プロジェクト）の期間	16
3. 本町における地方創生の基本方向	17
3. 総合戦略の理念	18
第6章 施策の体系	19
後期基本計画・総合戦略（戦略的事業）	21
基本目標1 ひとが自然と共生する快適なまちづくり（基盤の整備）	22
1. 計画的な土地利用の推進	23
2. 道路の整備	25
3. 公園・緑地の整備	27
4. 河川・水路の整備	29
5. 上・下水道の整備	31
6. 公共交通の充実	35
7. 情報通信基盤の整備	37
基本目標2 ひとが健康で支え合う安心なまちづくり（保健・福祉の充実）	39
1. 保健・医療の充実	40
2. 福祉の充実	48
3. 子育て支援の充実	59
基本目標3 ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり（教育・文化の充実）	61
1. 幼児教育の充実	62
2. 学校教育の充実	64
3. 生涯学習の充実	69
4. 生涯スポーツの推進	73

5. 文化財の保護	75
6. 交流活動の推進	76
基本目標4 ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり（生活環境の整備）	77
1. ごみ・し尿処理の推進	78
2. 環境保全の推進	79
3. 美しい景観の創造・保全	81
4. 住宅の整備充実	82
5. 交通安全の充実	84
6. 防災・消防・防犯の充実	86
7. 建築物の安全性の確保	89
基本目標5 ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり（産業の振興）	90
1. 農林業の振興	91
2. 商工業の振興	95
3. 観光・余暇産業の振興	99
4. 移住定住の促進	101
基本目標6 ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり（地域・行財政の充実）	103
1. コミュニティの充実	104
2. 男女共同参画の推進	106
3. 行政の充実	108
5. 多様な主体との連携	113
資料編	115
1. 長柄町総合計画条例	116
2. 長柄町総合計画策定体制等の概要	117
3. 長柄町総合計画策定審議会条例	118
4. 長柄町総合計画策定審議会委員名簿	120
5. 長柄町総合計画策定審議会の審議経過等	121
6. 長柄町第5次総合計画策定委員会設置要綱	122
7. 長柄町第5次総合計画策定幹事会設置要綱	124

序 論

第1章 計画策定の趣旨

本町では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする長柄町第5次総合計画の基本構想において「水と緑と笑顔が輝く ヒューマンリゾートながら」を将来像として掲げ、この実現のために定めた6つの「まちづくりの基本目標」に基づき、各種施策・事業を展開してきました。

長柄町第5次総合計画に基づく各種施策・事業の展開については、前期基本計画（令和3年度～令和7年度）により着実に推進してきましたが、この間も少子高齢化や人口減少が進むとともに、価値観の多様化やデジタル化の急速な進展、地域産業の担い手不足、さらには気候変動の進行による防災・減災対策の重要性の高まりなど、町を取り巻く環境は複雑かつ大きく変化しています。

このような中、令和7年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、本町を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする長柄町第5次総合計画の後期基本計画及び長柄町第3期総合戦略を策定しました。



第2章 基本構想の概要

1. まちづくりの基本理念

ひとは誰でも美しい自然の中で健康で安心して暮らせることを、そして、生き生きと輝いて働き、学び、ふれ合えることを願っています。そのような生活の中から人それぞれの幸せが生まれてきます。

本町のまちづくりは、本町に住む全てのひとが「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるまち、そして「ふるさと」として愛着を持ち、誇ることができる「生涯活躍のまち」を目指すものとします。

また、まちづくりの主体は町民であることを基本とし、町民参画と協働によるまちづくりを推進します。

2. まちの将来像

水と緑と笑顔が輝く ヒューマンリゾートながら



水と緑と笑顔が輝く

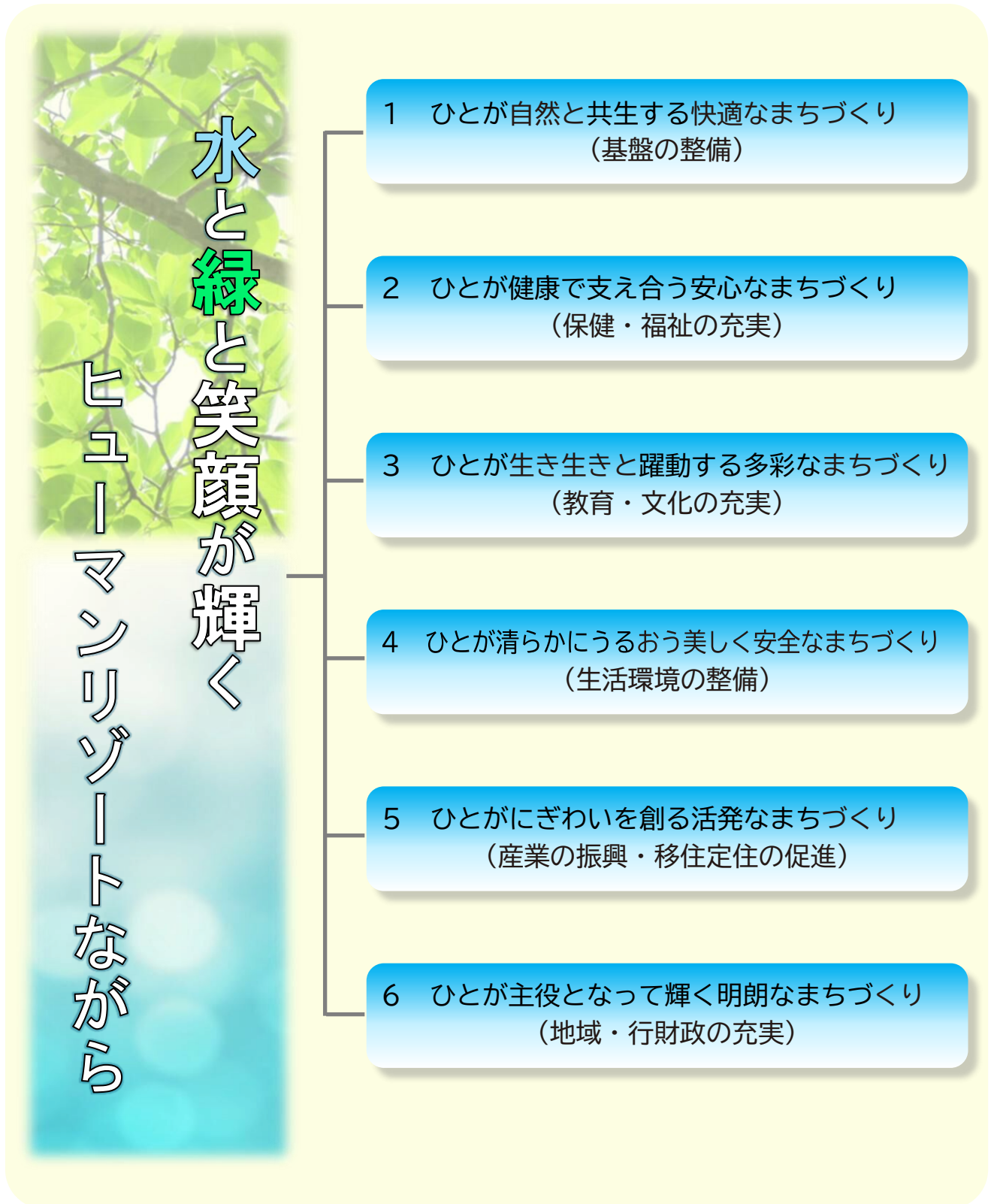
恵まれた自然を守り、地球環境と共生するまちを目指すとともに、人と自然を愛する思いやりのある生き生きとした笑顔輝く人づくりを目指します。

ヒューマンリゾートながら

あらゆる世代や様々なライフスタイルを持つ人々が互いを認め合い、豊かな自然環境の中で心優しく生涯を健康かつ活動的で安心して過ごすことのできるまち“ながら”を目指します。

3. まちづくりの基本目標

「水と緑と笑顔が輝く ヒューマンリゾートながら」を実現するために定めたまちづくりの基本目標は次のとおりです。



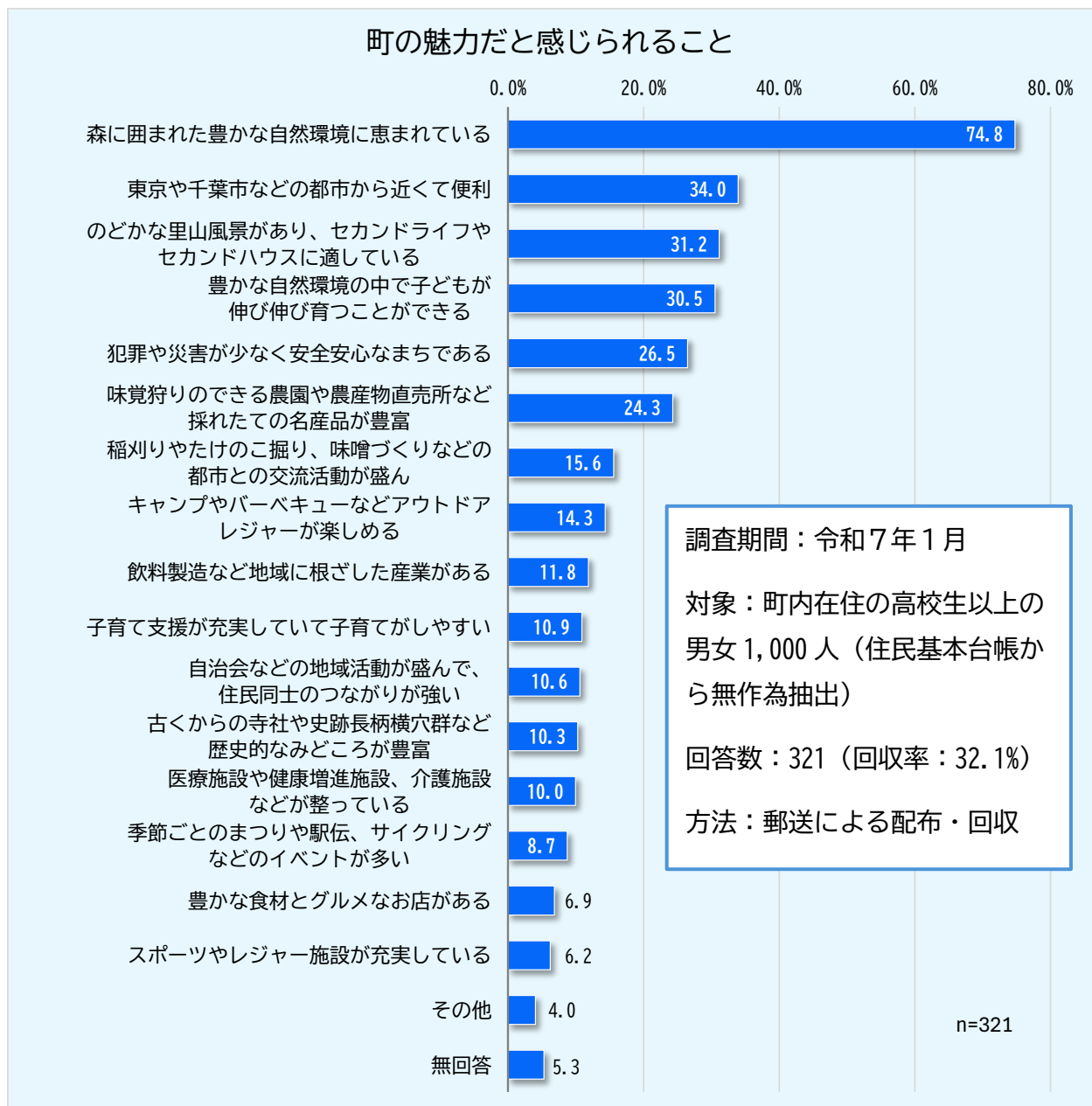
第3章 町民意識

1. アンケート調査にみる町民の意向

本計画を策定するに当たり、町民に対して実施したアンケート調査の主な結果は次のとおりです。

■長柄町の魅力

長柄町の魅力については、「森に囲まれた豊かな自然環境に恵まれている」が74.8%で最も高く、次いで、「東京や千葉市などの都市から近くて便利」が34.0%、「のどかな里山風景があり、セカンドライフやセカンドハウスに適している」が31.2%、「豊かな自然環境の中で子どもが伸び伸び育つことができる」が30.5%となっています。



■今、長柄町が推し進めるべきこと

今、長柄町が推し進めるべきことについては、「鉄道やバスなどの交通体系の充実」が46.4%で最も高く、次いで「定住の推進などの人口減少対策」が35.8%、「道路や河川の整備などの生活基盤の充実」が33.3%となっています。



■中学生に聞いた、もしも町長だったらやってみたいこと

中学生に、もしも、あなたが町長だったらぜひやってみたい（取り組んでみたい）ことを聞いたところ、「買い物が便利な町にする」が58.0%で最も高く、次いで「遊び場（ゲームセンターや遊園地、映画館など）をつくる」が41.1%、「鉄道を通したり、バスを便利にしたりする」が40.2%となっています。



2. 小学生からの提言

本計画を策定するに当たり、小学生によるワークショップを実施しました。その結果、長柄町後期基本計画において取り入れるべき提案が次のとおり示されました。

(1) 自然と共生するまちづくり

長柄町の豊かな自然は、子どもたちから見ても魅力であることが分かりました。一方、災害などへの備えも必要であることから、自然との共生に向けたまちづくりが必要です。

(2) 思いやりや優しさをもった人を育てていけるまち

長柄町の元気で優しい人たちをみならい、子どもたちもそういった人となれるように、地域全体で思いやりや優しさを大切にしていけるようなまちにしていきたいです。

(3) 米や野菜のおいしさを発信していくまち

長柄町の食材や食べ物に対する肯定的な意見が多くあり、長柄町の魅力であることが分かりました。

(4) インフラが整備され生活しやすいまち

日常使う公園や公共施設に対する魅力や要望が多くあり、子どもたちからみた町の課題の一つであることから、必要に応じて改善の取組を行っていく必要があります。また、交通の問題を抱えていることから、町内外の移動を問わず、交通手段を持っていない子どもたちの足となる移動手段について考える必要があります。

(5) 身近にお店があり、暮らしやすいまち

お店や娯楽施設に対する意見も多く出てきました。



第4章 人口ビジョン

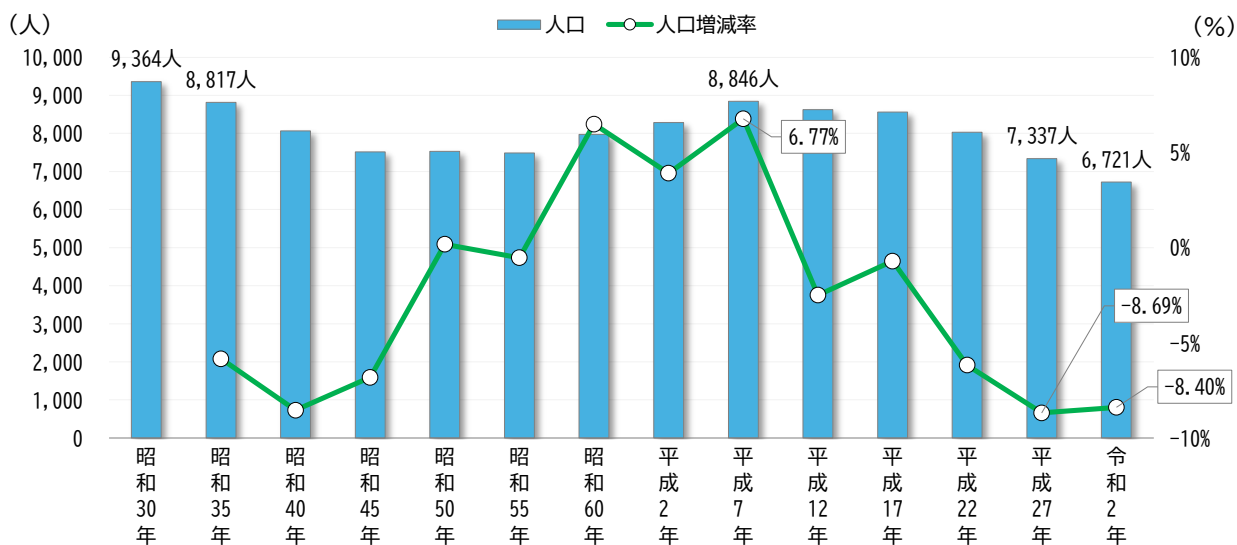
1. 人口の推移

本町が発足した昭和30年の国勢調査による総人口は9,364人でしたが、直近の令和2年は、6,721人となっています。

総人口の推移をみると、町が発足した昭和30年の9,364人をピークに昭和45年までは減少が続きましたが、昭和50年・55年までは横ばい、昭和60年からは増加に転じました。平成7年には昭和35年の8,817人を上回る8,846人まで回復しましたが、その後は減少傾向が続いています。

増減率をみると、増加率は平成2年から平成7年が6.77%で最も高く、減少率は平成22年から平成27年にかけてのマイナス8.69%で最も高くなっています。直近の平成27年から令和2年にかけては、マイナス8.40%となっています。

■ 総人口の推移（昭和30年～令和2年）



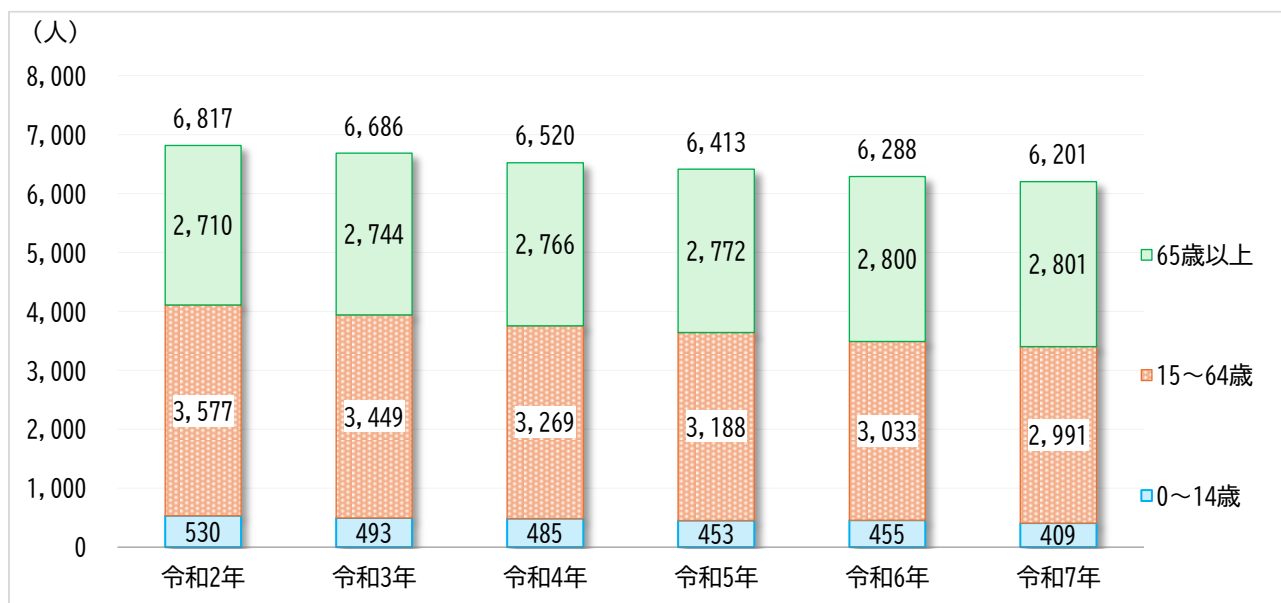
	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口 (人)	9,364	8,817	8,064	7,514	7,527	7,487	7,973	8,285	8,846	8,625	8,564	8,035	7,337	6,721
人口増減率 (%)	—	-5.84	-8.54	-6.82	0.17	-0.53	6.49	3.91	6.77	-2.50	-0.71	-6.18	-8.69	-8.40

国勢調査（各年10月1日現在）

令和2年以降の総人口の動向について、住民基本台帳人口をみると、令和7年4月1日現在、総人口は6,201人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口は増加する一方、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口は減少が続いています。

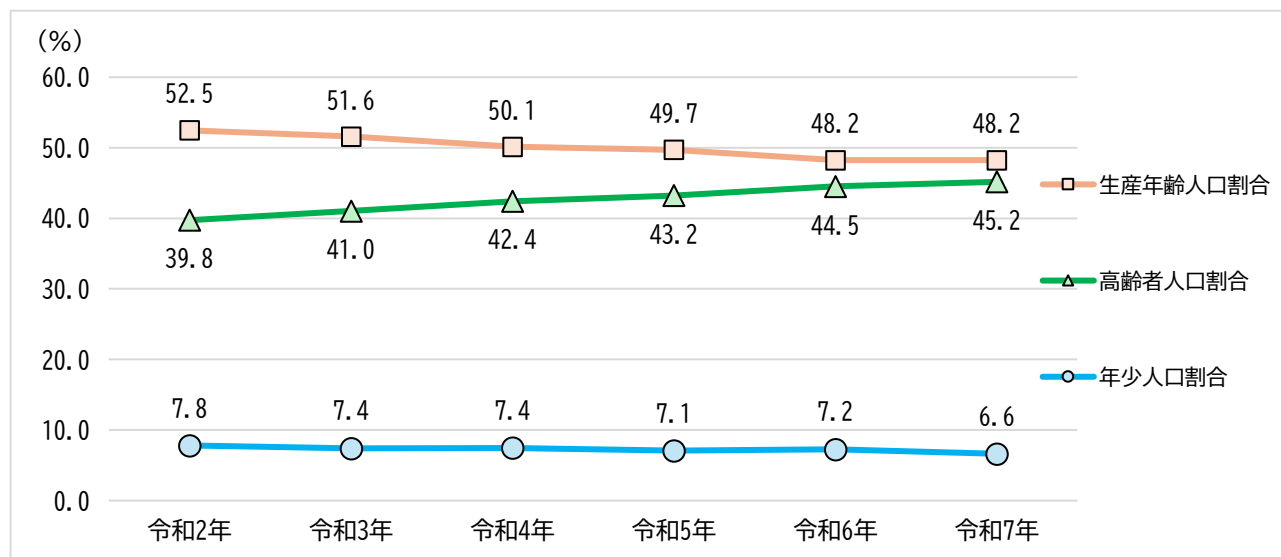
■年齢3区分別人口の推移（令和2年～令和7年）



住民基本台帳（各年4月1日）

年齢3区分別人口の割合をみると、65歳以上の高齢者人口の割合の上昇が続く一方、15～64歳の生産年齢人口の割合は令和6年まで低下が続き、令和7年は高齢者人口割合が45.2%、生産年齢人口割合が48.2%となり、ほぼ同割合となりつつあります。また、年少人口割合は横ばい若しくは低下傾向にあり、令和7年は6.6%となっています。

■年齢3区分別人口割合の推移（令和2年～令和7年）



住民基本台帳（各年4月1日）

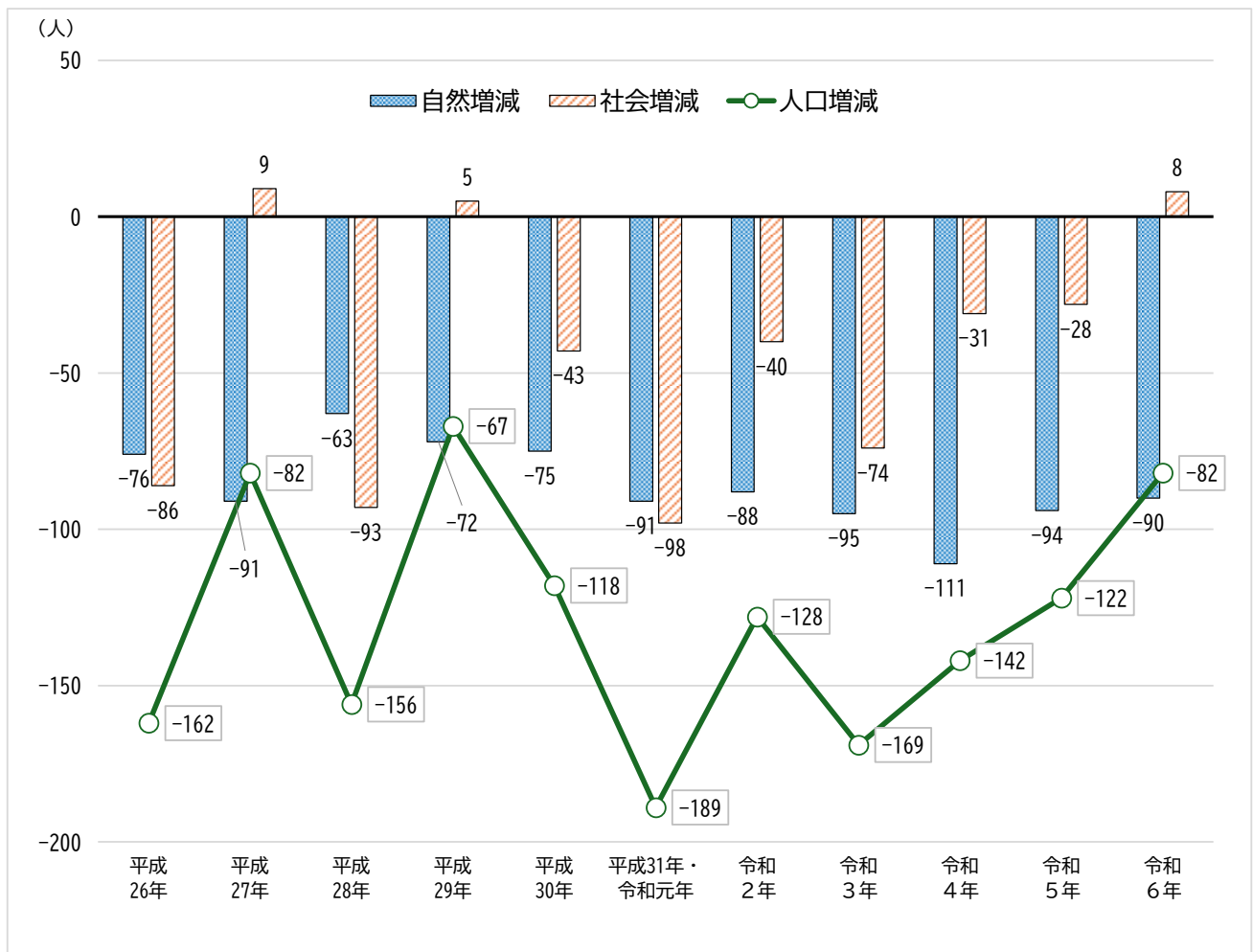
2. 人口増減の推移

出生数から死亡数を引いた自然増減については、一貫してマイナスが続き、令和6年はマイナス90人となっています。転入から転出を引いた社会増減は、マイナスの年が多くなっていますが、年によってプラスに転じていて、令和6年はプラス8人となっています。

自然増減と社会増減を足した人口増減については、年によって差がありますが、令和4年以降は上昇が続き、令和6年はマイナス82人となっています。

本町の人口減少については、自然増減のマイナスが主要因となっている年が多くなっています。

■人口増減等の推移（令和2年～令和7年）



住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

3. 人口シミュレーション

■推計方法

内閣府地方創生推進室から令和6年6月に提供された「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」を用いて本町の人口推計を実施しました。

■推計パターン

推計のシミュレーションのパターンとしては、下表のとおり3種類を実施しました。

シミュレーションパターン	備考
パターン1（社人研推計準拠）	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（以下「社人研推計」という。）の最終的な推計結果と整合的な、将来の生残率、純移動率、子ども女性比及び0-4歳性比の各指標を利用した推計（コーホート要因法による将来人口推計）
パターン2（出生率向上）	出生に関する将来の合計特殊出生率を仮定値（1.80）として設定して推計
パターン3（出生率向上+転入者増）	パターン2の出生率向上にプラスして移動に関する純移動数に仮定値（宅地開発と移住対策により20世帯増）を設定して推計

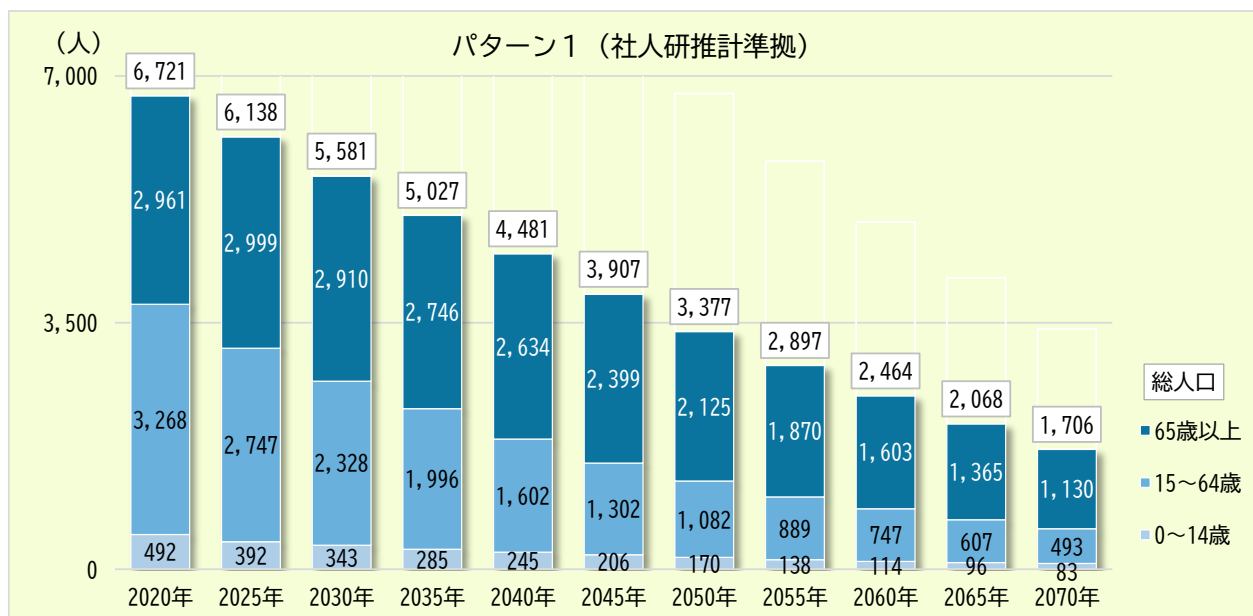


■推計結果

◇パターン1（社人研推計準拠）

社人研推計準拠の自然体の人口推計です。

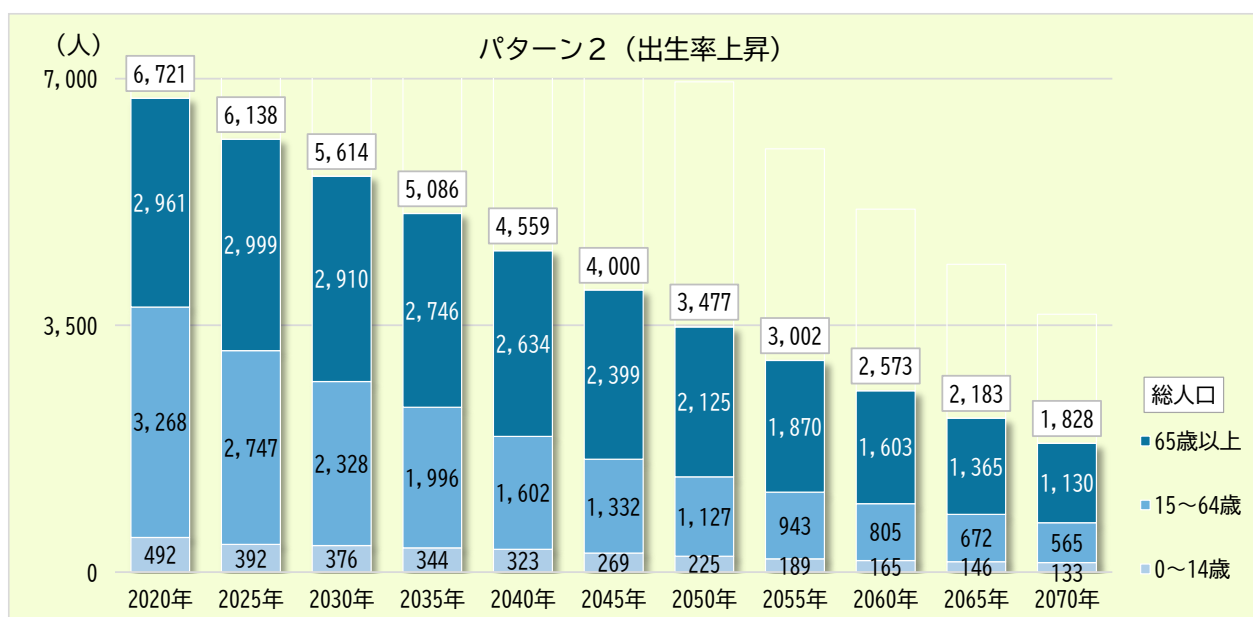
2045年には総人口が3,907人、2070年には1,706人になると見込まれます。



◇パターン2（出生率上昇）

合計特殊出生率が2030年以降1.80に上昇したと仮定した推計です。

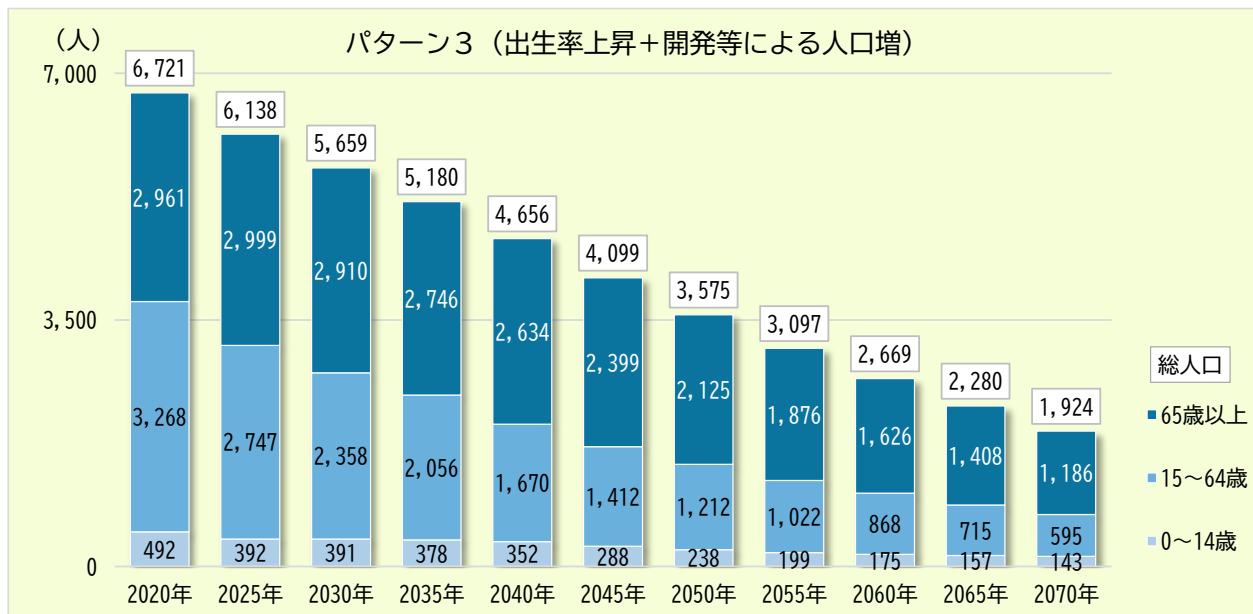
2045年には総人口が4,000人、2070年には1,828人になると見込まれます。



◇パターン3（出生率上昇+開発等による人口増）

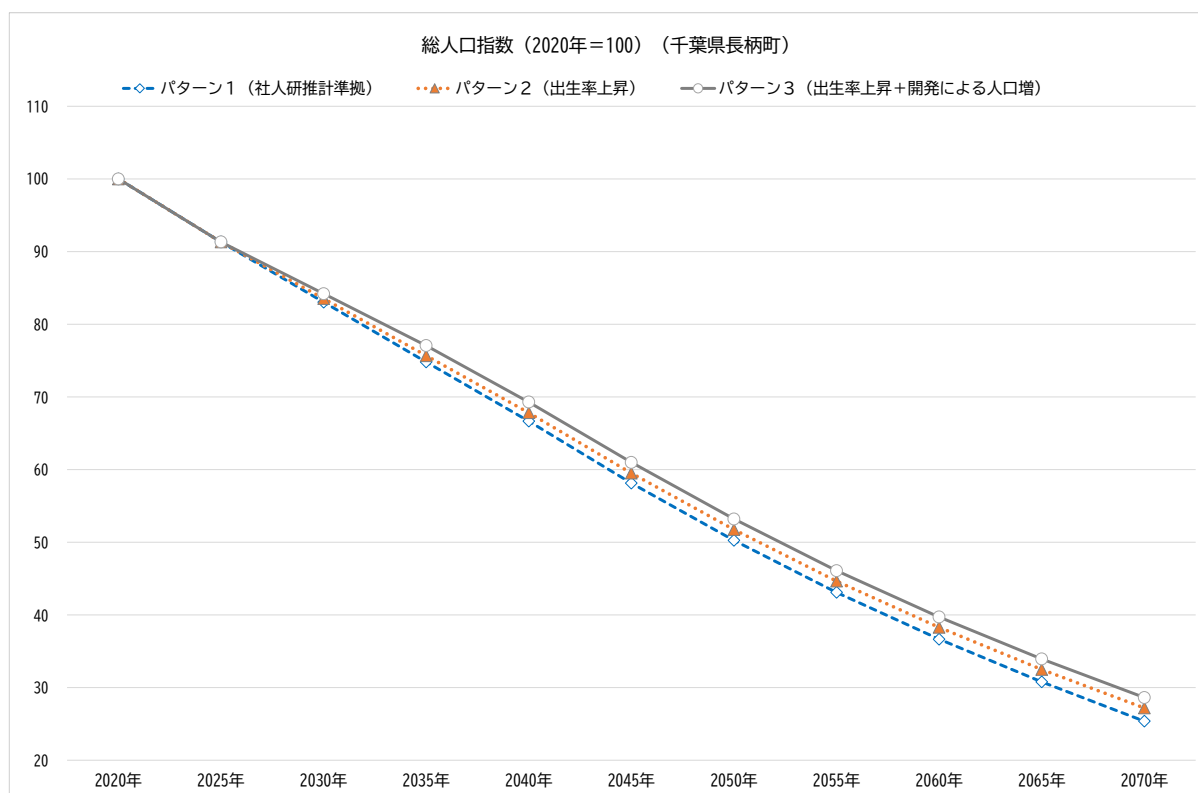
合計特殊出生率が2030年以降1.80に上昇するとともに、宅地開発と移住施策により2025年から2035年の間に20世帯が増加したと仮定した推計です。

2045年には総人口が4,099人、2070年には1,924人になると見込まれます。



◇シミュレーション結果の比較

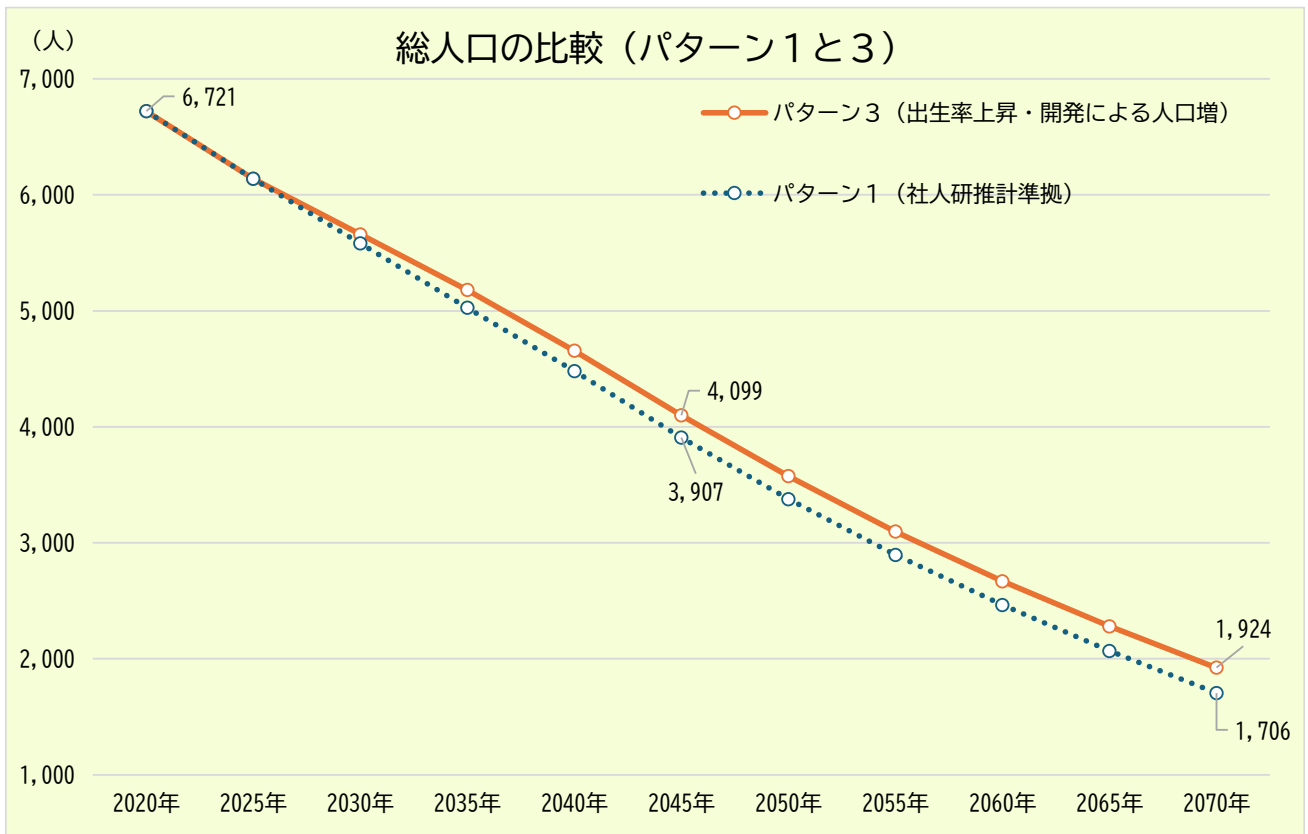
2020年を100とした場合の総人口指数の比較は、次のとおりです。パターン1の自然体推計に比べ、パターン2、パターン3は人口の減少幅が減少していきます。



■人口展望

総人口の比較では、2045年には自然体推計のパターン1が3,907人、宅地開発と移住施策の推進を想定したパターン3が4,099人で、その差は192人となります。また、2070年にはパターン1が1,706人、パターン3が1,924人で、その差は218人となります。

本計画では、パターン3の推計結果を人口展望として設定し、宅地開発と各種移住施策の推進による人口減少の抑制を目指します。



第5章 総合戦略（戦略プロジェクト）

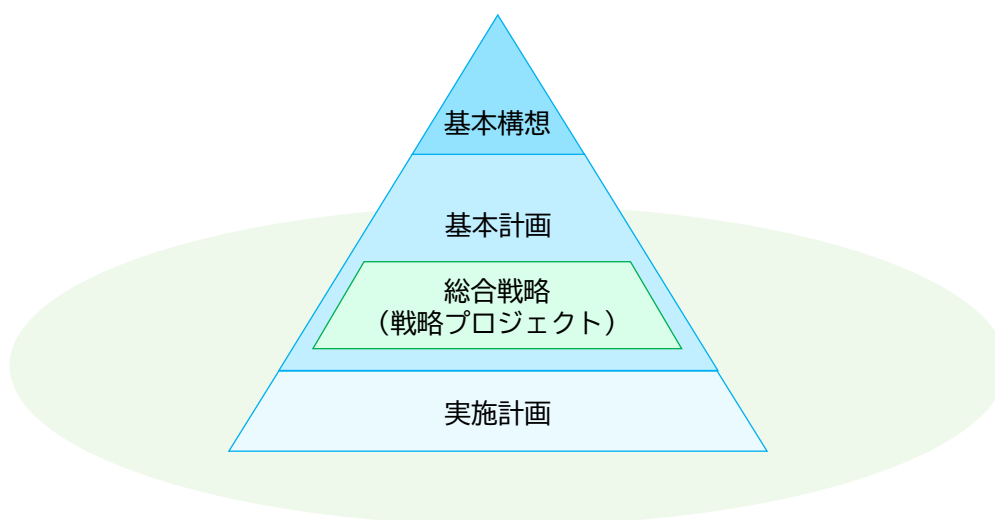
1. 総合計画との一体化

「長柄町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第3期総合戦略）は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、令和7年度末に第2期総合戦略の計画期間が満了となることに伴い、新たな総合戦略を策定するものです。

本計画では、「長柄町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第3期総合戦略）を第5次総合計画後期基本計画の「戦略プロジェクト」と位置づけ、総合計画に包含する形で一体的に策定します。

人口減少が進む中であっても、町の活力を維持し、持続可能なまちとなるよう、町を挙げて取り組む重要施策及び事業を掲げています。

■総合計画と総合戦略の関係



2. 総合戦略（戦略プロジェクト）の期間

第3期総合戦略（戦略プロジェクト）の期間は、総合計画後期基本計画と同様に、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

3. 本町における地方創生の基本方向

「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想」の実現

本町は東京圏にありながら、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれたまちです。圏央道の茂原長柄スマートインターチェンジの開通により、東京都や神奈川県、成田国際空港、羽田空港などへのアクセスが格段に向上しました。

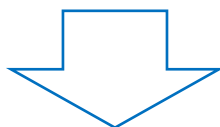
本町では、人口減少が進む中であっても、持続可能な地域経済の発展、活力ある地域社会の形成を目指す地方創生の歩みを今後も止めることなく、都市住民を中心とした移住定住や二地域居住を推進し、地域住民や関係人口等とともに、誰でも居場所と役割を持ち、生涯を健康かつ活動的で安心して暮らせる仕組み「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想」の実現を地方創生の基本方向と位置づけ、その実現に向けて取り組み、未来へのバトンをつなぐこととします。

■本町における地方創生の基本方向

長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想

ポテンシャル

- 豊かな自然と温暖な気候
- 都心からの良好なアクセス
- 本格的なスポーツ施設
- 充実した医療施設
- 圏央道茂原長柄スマート I C の供用開始と圏央道の県内全線開通
- 千葉大学との包括連携協定の締結

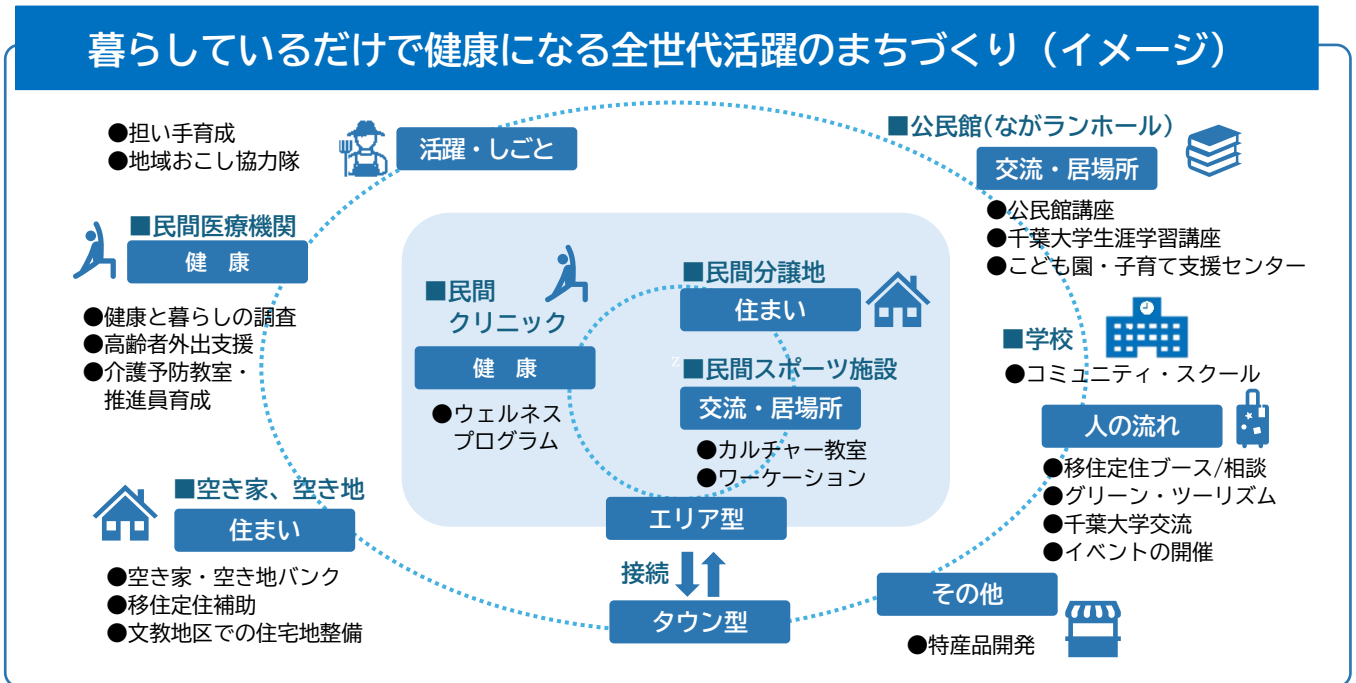


方向性

- 豊かな自然と温暖な気候に憧れる都市生活者等の移住地とする
- 安心して暮らしながら健康寿命を延伸し、アクティブに生きられる場とする
- 地域資源を有効に活用し、サービス提供・コミュニティ形成を進める
- 特産品の開発等の産業振興と若者の雇用の場の創出で、町を活性化する
- 千葉大学の有する教育・研究資源を最大限に活用する

3. 総合戦略の理念

本町における総合戦略は、第2期の「生涯を健康で活動的に暮らせるまちづくり」を踏襲し、「暮らしているだけで健康になる全世代活躍のまちづくり」を理念とします。



千葉大生と地域住民が
学び合う生涯学習講座



高齢者外出支援
介護予防教室



親子で農業体験ができる
グリーン・ツーリズム



親同士の交流も生まれる
子育て支援センター



多彩な公民館主催教室
公民館・武道館サークル



千葉大留学生と
中学生との交流事業

第6章 施策の体系

水と緑と笑顔が輝く
ヒューマンリゾートながら

1 ひとが自然と共生する快適なまちづくり
(基盤の整備)

1. 計画的な土地利用の推進
2. 道路の整備
3. 公園・緑地の整備
4. 河川・水路の整備
5. 上・下水道の整備
6. 公共交通の充実
7. 情報通信基盤の整備

2 ひとが健康で支え合う安心なまちづくり
(保健・福祉の充実)

1. 保健・医療の充実
2. 福祉の充実
3. 子育て支援の充実

3 ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり
(教育・文化の充実)

1. 幼児教育の充実
2. 学校教育の充実
3. 生涯学習の充実
4. 生涯スポーツの推進
5. 文化財の保護
6. 交流活動の推進

4 ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり
(生活環境の整備)

1. ごみ・し尿処理の推進
2. 環境保全の推進
3. 美しい景観の創造・保全
4. 住宅の整備充実
5. 交通安全の充実
6. 防災・消防・防犯の充実
7. 建築物の安全性の確保

5 ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり
(産業の振興・移住定住の推進)

1. 農林業の振興
2. 商工業の振興
3. 観光・余暇産業の振興
4. 移住定住の促進

6 ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり
(地域・行財政の充実)

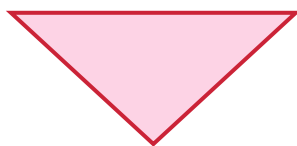
1. コミュニティの充実
2. 男女共同参画の推進
3. 行政の充実
4. 財政の充実
5. 多様な主体との連携

**後期基本計画・
総合戦略（戦略的事業）**

基本目標 1 ひとが自然と共生する快適なまちづくり (基盤の整備)

施策の大綱

自然と共生する快適なまちづくりを目指していくには、自然をはじめとする地球環境を保全していくという観点で、長期的な視点に立った土地利用を基本とし、交通基盤、情報通信基盤、産業の生産基盤、電気・上下水道などの生活の基盤を整備していくことが必要です。



- 自然と調和した土地利用を推進し、道路、上下水道、情報通信基盤、産業の生産基盤などの都市的基盤の整備を図ります。
- 環境に配慮した住宅整備の促進、非常時を想定した電源確保など、常に快適なまちづくりを推進します。

1. 計画的な土地利用の推進



現状と課題

- 本町は、総面積 47.11 km²で、地形は山が多く起伏に富んでいます。地目別面積では、山林が最も多く、次いで、田、畑の順となっています。田、畑の面積は、徐々に減少しており、宅地は微増する傾向にあります。市街地は未形成で、主要地方道をはじめとする県道沿いに集落が分布しています。
- 「人・農地プラン」に代わる「地域計画」を令和7年3月に策定し、概ね10年後を見据えた農地利用の方針を示しています。
- 圏央道茂原長柄スマートインターチェンジ（スマートIC）の周辺道路整備事業が完了となりました。また、圏央道の県内全線開通が令和8年度予定となっており、ヒトやモノの流れが変わる可能性があります。スマートICは、成田空港と羽田空港の中間点に位置し、企業進出や物流拠点の進出が期待されることから、この好機を逃さないよう計画的な土地利用に取り組むことが望まれます。
- 「生涯活躍のまち」づくりでは、移住・定住の促進や地域住民が健康で暮らしやすいまちに向けて住宅地の整備や公園の整備について検討を進めています。
- 地籍調査事業については、現地での境界立会い業務は一昨年で町内全域を終了し、立会い成果の確認や法務局への申請など、最終的な登記完了まではまだ数年を要する状況となっています。
- 今後も限られた町土を有効に活用するため、社会経済環境に適応するとともに、将来展望に立った適切な土地利用を計画的に図っていくことが必要です。

目指す姿

- 町の将来像を実現し、町民の豊かで健康かつ文化的な生活に向け、社会経済環境に適切に対応した計画的な土地利用が進んでいます。

取組の内容

(1) 農業振興地域整備計画の見直し

- 本町を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、農業の振興と都市的かつ快適な環境を創出するため、農業振興地域整備計画の見直しを図ります。

(2) 条例、要綱などによる誘導

- 快適な住環境をつくり、人口減少の緩和を図るため、関連する条例や指導要綱を見直すとともに、それらに基づいた土地利用を誘導します。

戦略的事業

施策・事業名（担当課）	概要	KPI（重要業績評価指標）	
		現況(R7)	指標(R12)
地域計画推進事業 （産業振興課）	農地中間管理機構制度等を活用し農地の集団化に取り組みます。	農地集約率 18.0%	農地集約率 39.0%
小学校跡地の有効活用事業 （企画財政課）	令和11年4月に長柄中学校敷地内に統合予定の長柄小学校、日吉小学校について民間企業の参入等、統合後の有効な活用方法を検討します。	小学校として 活用中	活用方針の決定



2. 道路の整備



現状と課題

- 本町の道路は、国道が1路線（国道409号）0.4 km、県道が4路線（千葉茂原線、市原茂原線、日吉誉田停車場線、長柄大多喜線）25 km、町道が937路線291.4 km及び農道・林道で構成されています。
- 圏央道・茂原長柄スマートIC近くにある長柄町道の交差点が郡内初のラウンドアバウトという信号機のない環状交差点に改修され、供用開始されました。
- 本町の動脈ともいえる県道関係では、日吉誉田停車場線の改修の推進とともに、圏央道との様々な相乗効果や、近年増加している大型車の円滑な通行、歩行者の安全確保など、地域の皆様の安心・安全が図られるよう、最優先の位置づけで県へ働きかけています。
- 町道においては、高山・大庭から国道409号を結ぶ町道3033号線の道路改良事業が令和7年度に完了となります。引き続き、接続する高山交差点の改良工事を進め、交通利便性向上と安全な交通環境の実現を図ります。
- 県道日吉誉田停車場線に接続する船木・味庄地区の町道1153号線の改良事業を開始し、令和11年度の事業完了に向け、広域最終処分場関連事業と調整を図りつつ推進してまいります。
- 橋りょうについては、令和7年3月現在、62橋の道路橋（橋長2m以上、側道橋は1橋で計上）があります。平成24年度に長寿命化修繕計画を策定し、平成26年度～令和6年度の11か年で、対策が必要な21橋について補修を行いました。事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理へ転換を図っているところで、橋りょうが長く効率的に存続できるよう、必要な処置を行ってまいります。

目指す姿

- 関係機関に整備推進を強く要請することで主要道路である県道4路線の整備が進んでいます。
- 町道については、幹線道路や公共施設へのアクセスを向上するための整備を図るとともに、老朽化した道路の維持管理が行われています。また、通学路の安全確保や障がい者・高齢者の社会参加を促進するため、人に優しい道路の整備が進んでいます。

取組の内容

(1) 国・県道の整備促進

- 広域的道路体系の基本となる県道4路線の整備を推進するよう関係機関に働きかけます。また、歩行者や自転車等の安全を確保するため、交通安全対策の充実を働きかけます。

(2) 町道の整備

- 快適な道路環境をつくるため、地域と協働で道路の美化を進めます。
- 地域住民と協力し、道路の維持や清掃及び障害物の除去を適宜実施します。
- 道路施設の計画的な維持管理に努めます。

(3) 農道等の整備

- 未舗装道路を計画的に舗装するとともに、農道等の維持管理に努めます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況(R7)	指標(R12)
橋りょう長寿命化修繕事業 (建設環境課)	従来の対症療法的修繕から予防的修繕へと転換することで費用の縮減を図るとともに、計画的な修繕により道路利用者の安全な通行の確保を図ります。	健全度判定Ⅲ 3橋	健全度判定Ⅲ 1橋
道路・排水路維持事業 (建設環境課)	道路法における道路や法定外道路について、道路パトロールや通報により安全に通行できるよう道路構造を保つ作業を実施します。	道路整備満足度 47.3%	道路整備満足度 52.3%
要望路線改良事業 (建設環境課)	地元自治会から要望のあった路線について改良工事を行います。	道路整備満足度 47.3%	道路整備満足度 52.3%

3. 公園・緑地の整備



現状と課題

- 自然公園については、町の西南部に千葉県立笠森鶴舞自然公園があり、長柄ふる里村からは自然公園の丘陵に沿って「関東ふれあいの道」がのびています。町のレクリエーションを目的とした広場としては山之郷多目的広場、桜谷多目的広場があり、また、農村公園としては金谷農村公園、徳増農村公園があります。
- 長柄ダム周辺には、周囲の景観に配慮して建設された都市農村交流センター、テニスコート、野球場、コテージ（ログハウス）、プールなどの公共施設が整備され、豊かな自然が町民の日常生活や本地を訪れる人々にやすらぎとうるおいをもたらしています。しかしながら、施設の老朽化やニーズの多様化により、従来の機能や運営の方法では対応が難しくなっており、施設のリニューアルが必要となっています。

目指す姿

- 町民のふれ合いと憩いの場として、公園の整備を推進するとともに、美しくうるおいのあるまちづくりを目指し、緑の空間の保全と創出が図られています。

取組の内容

(1) 都市農村交流センターの再整備

- 都市農村交流センターについては、センターの機能を抜本的に見直し、新たな魅力を創造する施設への再整備を進めるため、令和6年度に実施したアンケート調査や企業ヒアリングなどの基礎調査の結果を活用しながら、「都市農村交流センター再整備構想」の策定を推進します。

(2) 公園の整備

- 公園については、町民のふれ合いと憩いの場としての整備を推進します。
- 農村公園の維持管理に努めます。

(3) 緑の空間の保全と創出

- 森林等の緑の空間の保全に努めます。
- 空き地、遊休農地、家屋周辺等において、樹木や美しい草花があふれる緑の空間の創出を図り

ます。

- 農林業の生産の場や水源のかん養、快適環境の形成、多様な生き物の生息の場等の里山の保全に努めます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況(R7)	指標 (R12)
都市農村交流センター再整備事業 (産業振興課)	本町の観光資源の1つである長柄ダム湖畔に存する都市農村交流センターの再整備について、全体構想を基に実施計画に計上し、計画性を持ったリニューアルを図ります。	サウンディング調査	事業実施
遊休公共用地の有効活用事業 (企画財政課)	旧昭栄中学校及び空き家となった旧日吉団地町営立鳥住宅跡地については、民間事業者の参入が見込めることから、一宮川の河川改修後安全性が確保されてから活用を検討します。	ワークショップ 先進地視察 民間企業との協議	活用方針の決定



4. 河川・水路の整備



現状と課題

- 本町の水系は、一宮川水系及び村田川水系に分かれ、外房（九十九里地域）と内房（東京湾）の分水嶺となっており、村田川水系は、その上流部に長柄ダムが整備されています。
- 町の河川の大半は、いまだに自然河岸のままとなっています。また、隣接林地の荒廃による倒竹木の増加により、河川の流水の占める面積（河積）が阻害されていることが降雨時の河川氾濫の大きな要因となっています。令和元年10月の豪雨では、県管理河川の一宮川、水上川や接続する町の普通河川が氾濫し、流域の地域に甚大な被害をもたらしました。
- 町では、令和元年の豪雨被害を受け、県管理河川の整備について、強く要望しており、県は令和2年度から「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」の取組を開始し、今後11年度末までに令和元年豪雨相当に対して、床上浸水被害ゼロとするため、河川の拡幅や堤防のかさ上げなどを進めることとしています。また、県と茂原市、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村は一宮川流域治水協議会を設置し、下流への雨水流出抑制や避難方法など、ソフト対策も含めて連携して取り組んでいくこととしており、田んぼダムの検証や町管理河川の竹木撤去等の取組がされています。
- 一宮川の流域治水対策では、令和5年10月1日に知事から「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定され、千葉県及び関係市町村が連携し、流域全体で浸水被害を軽減させる「流域治水」に取り組むこととなり、昨年、県から一宮川上流域の河川改修計画が示されました。本町では千葉県と協働して「流域治水」に取り組むことで、流域の浸水被害の軽減を図っていきます。
- 「刑部バイパス」に近接して流れる普通河川「刑部川」の改良工事など、町管理河川の支障箇所の改修を計画的に進め、出水時のリスク軽減や地域の安心・安全の確保につなげていきます。
- 河川以外の排水路は、道路整備等と並行して進めています。今後も家屋への浸水及び農地への冠水防止を図るため、過去の浸水状況等を参考にして、計画的に整備していく必要があります。

■ 町内の県管理河川・水系域

河川	一宮川	二級河川
	豊田川	二級河川
	水上川	二級河川
水系域	一宮川水系	二級水系
	村田川水系	二級水系

建設環境課

目指す姿

- 昨今の異常気象の多発化に伴う河川の氾濫等の災害から、町民の生命及び財産を守ることを第一に、河川や水路の整備を促進するとともに、並行して河川の維持管理が計画的に進められています。

取組の内容

(1) 河川の維持・排水路の整備

- 二級河川の改修を県に要望していきます。
- 普通河川の維持・整備や集落内の排水路の維持・整備を進めます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
河川維持事業 (建設環境課)	水害による被害の軽減を図るため、町が管理する普通河川について、河積阻害の原因となる樹木や土砂等の除去及び河川法面、工作物等の補修を行います。	河川・水路整備 満足度 35.8%	河川・水路整備 満足度 40.8%
河川改良事業 (建設環境課)	水害による被害の軽減を図るため、町が管理する普通河川について、測量等調査や用地買収を行い、護岸工事や河道拡幅工事、合流地点の改良工事等を推進します。	河川・水路整備 満足度 35.8%	河川・水路整備 満足度 40.8%



5. 上・下水道の整備

5-1 上水道の確保



現状と課題

- 本町の上水道は、広域行政の長生郡市広域市町村圏組合により給水されています。令和5年度末時点で、給水人口6,006人、普及率95.5%となっています。今後、人口減少により水需要が減少していくと予想されることから、安定的な供給を図るための措置が必要となります。
- 水道事業は、平常時だけでなく災害時においても町民に安全な水を安定的に供給するために不可欠な業務です。
- 今後も町民に安全な水を安定的に供給するため、水源の維持確保や老朽化が懸念される管路等施設の整備・改修等が必要です。

■上水道普及率等の推移

	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)	1人1日給水量(ℓ)	
				最大給水量	平均給水量
令和元年度	6,810	6,582	96.7	862	699
令和2年度	6,723	6,498	96.7	761	635
令和3年度	6,612	6,391	96.7	964	737
令和4年度	6,413	6,299	98.2	927	719
令和5年度	6,288	6,006	95.5	985	811

長生郡市広域市町村圏組合水道部（各年度3月末現在）

注：普及率（%）＝給水人口÷給水区域常住人口×100

目指す姿

- 安定した水の供給を図るため、水源の維持確保や施設の整備・改修を図り、効率的な水道事業が推進されています。

取組の内容

(1) 水源の維持確保

■ 良質の水を安定して確保するため、水源の維持管理を進めます。

(2) 施設の整備

■ 耐震性を高めるため、老朽化している管等の更新を進めます。

■ 災害時における給水を確保するため、配水施設等の整備を推進します。

(3) 節水意識の高揚

■ 水資源の有限性を認識し、水の合理的な利用を図るため、節水意識の高揚に努めます。



5-2 下水道の整備



現状と課題

- 本町では、下水処理を農業集落排水事業と浄化槽事業により推進しています。
- 下水道には、生活排水を浄化し、河川等の公共水域に戻すという環境保全の面から重要な役割があります。令和6年度の汚水衛生処理率は88.0%となっています。
- 農業集落排水事業は、刑部・金谷・田代地区において平成6年度に着手し、平成9年度から供用を開始しています。計画戸数は約320戸で、農村環境の整備や農業用水の汚濁防止、公共水域の保全に寄与するとともに、地区のイメージアップ、川に生物が生息する環境の向上といった効果をあげてきました。供用開始からおよそ30年を迎え、施設の更新を考えなければならない時期を迎えます。今後も人口の逡減が予想され、現行の農業集落排水処理施設による集中処理形式から、合併浄化槽等のよりコンパクトな処理形式への転換実現の可能性を検討します。
- 公共下水道については、基本構想・全体計画を策定しましたが、その後に代わる事業として平成15年度に生活排水処理基本計画を見直し、平成16年度から町設置型浄化槽整備及び管理事業を実施しています。
- 令和6年度末時点で638基を町設置型浄化槽として管理しており、毎年10基の設置を目標とし、事業普及を図るとともに、農業集落排水事業においても加入率の向上に努めます。

■生活排水処理形態別人口の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画処理区内人口(人)	7,279	7,166	7,093	6,945	6,759
汚水衛生処理人口(人)	5,500	5,401	5,283	5,294	5,237
農業集落排水施設等(人)	726	704	693	679	663
合併浄化槽等(人)	4,774	4,697	4,590	4,615	4,574
公共下水道(人)	0	0	0	0	0
未処理人口(人)	1,779	1,765	1,810	1,651	1,522
単独浄化槽人口(人)	1,093	1,080	1,143	996	875
汲み取り人口(人)	686	685	667	655	647
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率(%)	75.6	75.4	74.5	76.2	77.5

「一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月)長生郡市広域市町村圏組合(各年度3月末現在)

注:汚水衛生処理率(%)=汚水衛生処理人口÷計画処理区域内人口×100

目指す姿

- 生活環境の快適化と自然環境の保全を図るため、農業集落排水事業の維持管理及び浄化槽事業の整備を計画的に進めるとともに、加入率が向上しています。

取組の内容

(1) 農業集落排水事業の維持管理及び経営安定化

- 農業集落排水の整備地区においては、施設の適正な維持管理に努め、水洗化率の向上を図ります。
- 農業集落排水事業の効率的な運営に努めます。

(2) 施設の整備

- 農業集落排水地区以外を主な対象として、町設置型浄化槽の普及を促進します。
- 既存の単独浄化槽及び汲み取り式から合併浄化槽への転換を促進します。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
農業集落排水事業経営改善計画 (建設環境課)	今後も継続可能な下水道事業の実現に向け、コストが甚大な農業集落排水処理施設での処理形式から、浄化槽等のコンパクトな処理形式への転換の実現性を検討します。	水道と浄化槽の整備促進や下水道の整備満足度 58.2%	水道と浄化槽の整備促進や下水道の整備満足度 61.2%

6. 公共交通の充実



現状と課題

- 本町の公共交通は、民間バス1路線のみとなっており、路線の廃止や縮小に伴い、町民の交通利便性は低下しています。現在は、この1路線が最寄りの茂原駅を連絡しています。赤字路線であるため、国や県から補助金を受けつつ、事業者の協力によって運行を継続しているというのが実情で、交通サービスの低下による地域コミュニティの分断が懸念されています。
- 公共交通の確保については、町の最重要課題と捉え、路線バスの利用促進と路線の維持とともに、バス回数券とタクシー券の助成事業を併せて実施しています。
- 本町の地勢・特性に見合った、新たな公共交通について、75歳以上の方を対象とした町内無料移動支援「なごみライド75」の実証実験を実施しました。
- 民間の輸送資源の有効活用を図るとともに、地域の助け合いによる移動支援活動を促進するため、活動団体に対する補助制度を新たに創設し、地域における移動支援の充実を図ります。

目指す姿

- 関係機関と連携し、公共交通の中心であるバス交通の利便性の維持充実に努めるとともに、町民全体の交通手段を確保するため、新たな交通体系の整備を図ります。

取組の内容

(1) バス交通の維持充実

- 関係機関との連携を強化し、バス路線の維持充実に努めます。

(2) タクシーの利用促進

- 高齢者等のドア to ドアや町外への外出を支援するため、タクシー運賃の一部を助成します。

(3) 新たな交通体系の整備

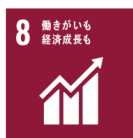
- 若年層や高齢者等の移動制約者に配慮した新たな移動手段の検討と構築を推進します。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
路線バス利用者支援事業 (企画財政課)	高校生以上の学生と、65歳以上の高齢者等を対象として、定期や回数券の購入に際し、補助金を交付します。 令和8年度から、中学生を対象に加え制度の拡充を図ります。	公共交通の確保 満足度 13.0%	公共交通の確保 満足度 15.0%
公共交通強化事業 (企画財政課) (福祉課)	路線バス利用者支援事業を推進します。 また、新たな交通体系の整備に向けて、運送事業者等との協議を実施するとともに、実証実験を行うなどして地域の実情に合った交通事業を目指します。	公共交通の確保 満足度 13.0%	公共交通の確保 満足度 15.0%
高齢者等タクシー利用助成事業 (福祉課)	高齢者をはじめとする移動制約者を対象として、タクシー運賃の一部を助成します。また、今後、利用者の利便性向上に向けて制度の改善に取り組みます。	公共交通の確保 満足度 13.0%	公共交通の確保 満足度 15.0%



7. 情報通信基盤の整備



現状と課題

- 情報通信網は生活基盤に代表される交通網と同様に、産業、社会、生活のあらゆる分野における根幹的な役割を担うものです。
- スマートフォンやウェアラブル端末が普及する一方で、人口減による働き手、担い手の減少も深刻になりつつあります。
- 速やかな情報伝達、町民の利便性向上、社会課題への解決を図るため、地域の情報基盤を整備し、行政事務の情報化や医療、防災、教育等の様々な分野において、高度情報システムの導入と活用を推進していく必要があります。

目指す姿

- 町民生活の利便性や住民サービスの向上、行政事務の高度化・効率化を図るため、情報基盤の整備と地域の情報化が進んでいます。

取組の内容

(1) 行政事務の情報化

- 行政事務の情報化を推進するとともに、インターネット等を活用し、町民や町外とのコミュニケーションの拡大を図ります。
- ICTやAI、ロボットで業務自動化をするシステムであるRPA（Robotic Process Automation；ロボティック・プロセス・オートメーション）等の最先端技術を有効活用し、行政事務の簡素化及び健全な財政運営を図ります。
- 入札の執行において、電子契約及び電子保証の推進を図ります。
- 庶務事務システムを導入し、職員が行う届出事務を電子化して業務の効率化を図ります。

(2) 地域の情報化

- 地域情報化に対応するため、国・県の情報基盤の整備にあわせて整備充実を推進します。
- 町民が便利で豊かな生活の実現に向け、様々な地域情報化施策を計画的に推進します。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
スマート農業推進事業 (産業振興課)	担い手の減少や高齢化の進行、農作業の負担軽減、効率的な農地利用、高品質生産等に対応するため、ロボットやAI、IoTといった先端技術を活用するスマート農業の導入を推進します。	農林業の振興 満足度 37.1%	農林業の振興 満足度 40.0%
無線共聴施設保守管理事業 (総務課)	地上デジタル放送の難視聴区域に整備した無線共聴施設を更新し、地域住民に安定したテレビ放送の配信を行います。	情報基盤の整備 満足度 41.5%	情報基盤の整備 満足度 50.0%
先端技術活用事業 (全課)	AI (人工知能) やRPA (ロボティック・プロセス・オートメーション)、ドローンといった先端技術の活用により、行政のスマート化や公共交通の維持、省エネ農業等の推進を検討します。なお、検討に際しては、高齢者等の負担や、システムの導入コストの増とならないよう、慎重に現場との協議を重ねながら進めます。	情報基盤の整備 満足度 41.5%	情報基盤の整備 満足度 50.0%



基本目標 2

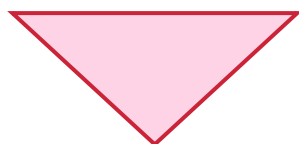
ひとが健康で支え合う安心なまちづくり

(保健・福祉の充実)

施策の大綱

心身ともに健康で生涯をとおして安心できる毎日を送ることは町民すべての願いです。

今日、ライフスタイルや価値観は多様化し、地域の中で自らの能力を活かし生きがいを持って生活できる環境づくりが必要です。



- 子ども・子育て支援、安心して利用できる保健・医療体制や介護サービス、町民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりや介護予防、高齢者や障がい者サービスの充実と生きがい対策への支援などに取り組めます。
- 高齢化・核家族化が急激に進展していく中で、お互いに見守り支えあう地域包括ネットワークの仕組みを強化し、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせる地域社会を実現するためのまちづくりを推進します。

1. 保健・医療の充実

1-1 健康づくりの推進



現状と課題

- 心身ともに生き生きとした生活を送っていくためには、健康は極めて重要な要素です。しかし、高齢社会の進行や食生活の多様化、生活環境の変化に伴い、生活習慣病と総称される糖尿病・心臓病・脳卒中等の疾病やがん患者が増加傾向にあります。本町においても各種がんや心臓病による死因が約5割となっており、対策が喫緊の課題となっています。
- 健康ポイント事業は、これまでの運営管理システムが終了したことに伴い、「スマホアプリ参加型」に移行し、歩数計は終了しました。スマートフォンの普及率が90%を超える現状を踏まえ、幅広い方々に参加の機会を期待し、利便性と健康意識の向上を図っています。また、健康ポイント事業は、たまったポイントにより町内の商店でご利用いただける商品券と交換できる制度とすることから、引き続き、健康づくりと商業等活性化の施策の連動に取り組んでいきます。
- 生活習慣の改善や自分自身の身体の状態を知ることが疾病を予防・早期発見するためには重要であり、幼少期から一人ひとりが健康を自らの課題として捉え、正しい生活習慣を身につけ、健康づくりを進められるよう支援することが大切です。さらに、町民主体の健康づくりを進めていくためには、関係機関との連携を深め、組織やリーダーを地域に育成し、町全体で取り組む環境づくりが重要です。
- 健康づくりの取り組みでは、女性の健康サポート事業、特定健診、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等につきましても、医療機関と連携を図りながら、妊婦や乳幼児から高齢者まで町民の健康増進に引き続き努めています。
- 高齢者の転倒による骨折などを防止するため、フレイル予防が重要となります。

目指す姿

- 町民自らが健康づくりに関心が持てるように、知識の普及や実践につながる啓発活動を展開するとともに、町民主体で健康づくりに取り組んでいます。

取組の内容

(1) 体制・基盤の整備充実

- 健康増進・食育推進計画を策定し、町民や行政、関係機関等と方向性・目標を明確にし、連携して取り組む体制を整備します。また、計画の評価・見直しを行い、健康づくり施策の推進を図ります。
- 町民一人ひとりの健康情報を蓄積し、町民が自主的に健康を管理できるよう支援します。また、データ分析に基づく効果的な事業の実施に努めます。
- 日々のウォーキングや健（検）診の受診、介護予防教室への参加など、健康づくりに取り組むことで健康ポイントをため、年間のポイント数に応じ、町商工会の商品券と交換する「ながら健康ポイント事業」について、従来の歩数計から「スマホアプリ参加型」に移行したことで、幅広い層の参加拡大を期待し、利便性と健康意識の向上を図ります。

(2) 生活習慣病予防の推進

- 町民一人ひとりの健康意識を高め、疾病の予防や重症化を予防し、健康寿命が延伸するようインセンティブを活用した事業や、保健指導・健康相談を実施します。

(3) がん検診の啓発

- 受診しやすい環境づくりや個別受診の勧奨により、検診受診率や精密検査受診率の向上に努めます。

(4) 食育活動の推進

- 一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活を実践できる能力を育むよう食育活動を推進します。

(5) 歯の健康づくりの推進

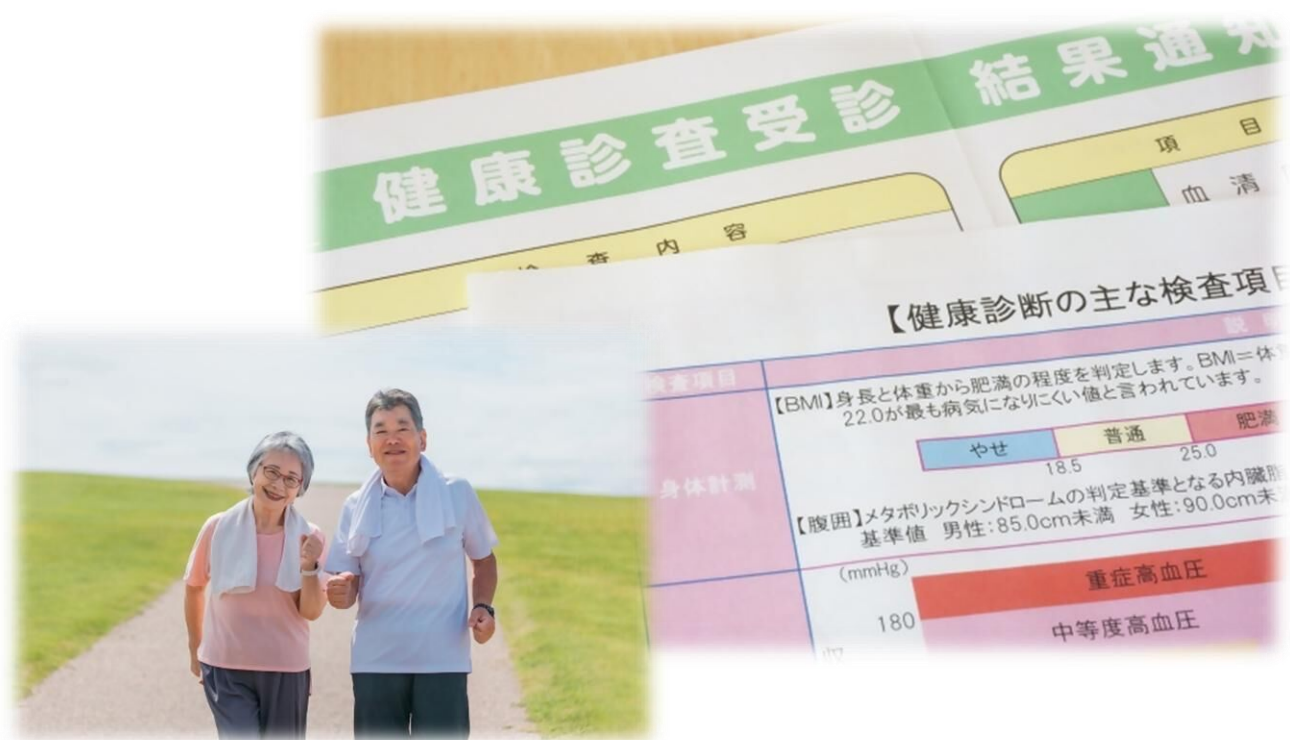
- 歯科疾患の予防に向けて取り組み、歯周疾患を早期に発見し、治療を受けられるよう乳幼児から高齢者まで、それぞれの時期の特性に応じた歯の健康づくりを推進します。

(6) 高齢者のフレイル予防等の推進

- 保健師等が主体となり、国保連合会のKDBシステムを活用し、健康状態にリスクのある高齢者を抽出し介入を行います。
- 保健師や管理栄養士等が地域の介護予防教室へ出向き、高齢者の転倒による骨折などを防止するため、フレイル予防や栄養・健康相談等を行います。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
特定健康診査事業 (健康保険課)	健診受診率向上のため、積極的な受診勧奨・広報啓発を行います。また、受診後に適切な保健指導につながるよう支援します。	受診率 49.6%	受診率 50.0%
特定保健指導事業 (健康保険課)	特定健診の結果により、メタボ(生活習慣病)対象者とその予備群に、電話や面接、運動教室による支援を行います。	利用率 44.2%	利用率 50.0%
健康ポイント事業 (健康保険課)	令和7年度から対象者を「20歳以上」から「18歳以上」に拡充し、スマートフォンアプリへ移行しました。事業を継続し、引き続き健康寿命の延伸に取り組めます。	健康ポイント事業参加者数 スマホアプリ： 250人 介護予防教室： 200人	健康ポイント事業参加者数 スマホアプリ： 270人 介護予防教室： 200人
がん患者ウィッグ及び補整具購入費等助成事業 (健康保険課)	がん患者の医療用ウィッグや補整具等の購入費用を一部助成することで、患者の心理的・経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上や社会参加の支援を図ります。	事業開始	利用者数 5人



1-2 親子の健康づくりの推進



現状と課題

- 少子高齢化や核家族化が想像以上に進行しており、令和7年度の出生数は9人の見込みとなっています。働く母親の増加に伴うライフスタイルの変化等により、親子を取り巻く環境や子育てにおける価値観は大きく変化しています。変化に伴い、子育てにおけるニーズは多様化し、ニーズに応じた子育ての後押しが求められます。
- 児童福祉と母子保健のワンストップ総合窓口となる「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供に努めています。
- 子どもの身体的・発達状況を把握し、就学に向けての不安を解消するため、「5歳児健診」を導入しました。「5歳児健診」では、3歳児健診時点の見つけにくい課題を早期に発見し、就学や社会生活へのスムーズな移行を支援します。

目指す姿

- 子どもを安心して産み育てられる環境を整えるため、全子育て世代の経済的負担の軽減、親子の心と身体が健やかでいられるようきめの細かい対応が行われています。

取組の内容

(1) 安心して子どもを産み育てる支援

- こども家庭センター開設に伴い、統括支援員、保健師、精神保健福祉士の配置を行い、妊娠・子育てに関する悩みや不安の解消に努め、きめ細やかな支援体制を整え対応します。

(2) 親子の心と身体健康づくりの支援

- 乳児相談、1歳半健診、3歳児健診の事業では、小児科医師、歯科医、保健師、相談支援専門員などの専門性を有する人員の対応により親と子の健やかな成長を支援します。
- 5歳児健診では、3歳児健診時点の見つけにくい課題を早期に発見し、就学や社会生活へのスムーズな移行を支援します。
- むし歯予防を推進するため、小中学校での「フッ化物洗口事業」を実施し、児童生徒や保護者の歯科医療に係る時間的・精神的負担を軽減します。

(3) 子ども医療費助成事業の充実・相談体制の充実

■子育て世帯の医療費について経済的負担の軽減を図ります。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
母子保健事業 (福祉課)	妊産婦や乳幼児に対する健診や相談体制の充実を図るとともに、安心・快適に妊娠・出産できる環境づくりを推進します。 また、5歳児健診・子どものフッ化物洗口事業の導入により、各健診等の充実と参加率の向上を図ります。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%
新生児聴覚スクリーニング 検査費用助成事業 (福祉課)	新生児聴覚スクリーニング検査は、出生後すぐに行うことで生まれつきの難聴の早期発見につながります。 町では 3,000 円を上限に初回検査費用の助成を行い、経済的負担を軽減することで、子どもの健やかな成長を支援します。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%
母子手帳アプリ事業 (福祉課)	母子手帳の電子化により、利用者の利便性の向上を図ります。 妊婦健診などの各種検診や、子どもの予防接種のスケジュール管理、家族との共有を容易にすることにより、母子の健康管理を支援します。	利用率 95.0%	利用率 100.0%
妊婦歯科健康診査費用助成 事業 (福祉課)	妊娠中はつわりなどの影響により、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。 町では 5,000 円を上限に、妊娠期間中に受診する歯科健診 1 回分の費用を助成することで、妊婦の歯の健康維持を支援します。	利用者 0名	利用者 5名

1-3 予防衛生の推進



現状と課題

- 予防接種は、各種の感染症に対する免疫を持たない者を対象に行われるもので、感染の予防・発病防止・症状の軽減・疾病のまん延防止等を目的とし、乳幼児、児童生徒、高齢者を対象に実施しています。
- 感染症の予防等のためにも、未接種者の勧奨に努め、接種率の向上を推進していくことが重要です。
- 小中学校での「フッ化物洗口事業」を開始し、むし歯予防を推進し、子どもや保護者の歯科医療にかかる時間的・精神的負担の軽減を図っています。
- 帯状疱疹の予防接種を希望する人に対し、予防接種に要する費用の一部助成を令和6年度から開始しました。また、国の定期接種対象とならない50歳以上の人への町独自の助成を継続し、引き続き町民の予防医療や疾病の重篤化の防止に努めています。
- 胃がんのリスク要因である「ピロリ菌」感染の早期発見・早期治療を目的として、令和6年度から「ピロリ菌抗体検査費用の一部助成」を開始しました。
- 予防接種ワクチンの種類が増えたことで、接種間隔の管理も難しくなってきました。そのため、住民にワクチンの接種間隔、副反応等の十分な理解を得るため、感染予防に対しての正しい知識の啓発やおのおのが自覚を持つことの指導が必要です。
- 世界中を震撼させた新型コロナウイルスをはじめとする未知の感染症対策について、町民一人ひとりの意識や物資の確保といった感染予防体制を十分に整えておく必要があります。

目指す姿

- 感染症を予防するため、予防接種率の向上を図るとともに、感染症予防に対する啓発により感染症への予防意識が高まっています。

取組の内容

(1) 予防接種の推進

- ワクチンの種類が増え、スケジュールが過密化していることから、正しい理解のもとで予防接種が受けられるよう支援します。

(2) 感染症予防対策の推進

- 感染症の拡大や混乱を防ぐため、正しい知識や情報を提供します。
- 公共施設や各種事業における感染症対策を徹底します。
- 感染予防と経済活動の両立を支援するための方策を検討します。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
子どもの予防接種助成事業 (福祉課)	子ども向け定期接種やこどものインフルエンザ予防接種の助成を行うことにより感染症の予防を図ります。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%
予防接種助成事業 (健康保険課)	50歳以上の方を対象に带状疱疹予防接種の費用助成を行うことにより、带状疱疹の発症予防と発症した場合の重症化予防を図ります。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%
歯科保健事業 (福祉課)	こども園、小学校、中学校で「フッ化物洗口事業」を開始し「むし歯に強い歯」を目指して事業推進を図ります。	中学生のう歯率 10.9%	中学生のう歯率 5.0%
人間ドック助成事業 (健康保険課)	35歳以上の国民健康保険被保険者・75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象に、5万円を上限として、契約医療機関で実施する人間ドック費用の7割相当額を助成し、病気の早期発見・早期治療につなげます。	受診者数 115人	受診者数 115人



1-4 医療の充実



現状と課題

- 町内の医療機関は、総合病院 2 施設、一般診療所 1 施設、歯科診療所 1 施設、調剤薬局 2 施設の計 6 施設が設置されています。
- 地理的、診療科目の面で医療ニーズへの対応が十分とはいえず、多くの町民が近隣市町村の医療施設からサービスの提供を受けています。また、休日・夜間救急医療の一層の充実を図るとともに、高度医療を提供できる体制づくりが求められます。同時に退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期の社会復帰や住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう体制を整備する必要があります。

目指す姿

- 町民の医療ニーズに対応できるよう医療機関と連携し、予防から治療、退院後の生活支援までの体制と救急医療体制が充実しています。

取組の内容

(1) 医療提供体制の充実

- 医療機関との連携により、患者の健康管理から病気の治療に至る包括的な医療体制の形成を図ります。
- 広域的な観点から、関係市町村との連携を図ります。

(2) 献血活動の促進

- 献血活動の促進を図るため、広報活動を進めます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

- 現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは、十分な対応ができないことから、限られた医療介護資源を有効に活用し、提供体制の整備を図ります。

2. 福祉の充実

2-1 地域福祉の充実



現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行等により、家庭や地域社会で培われてきた支え合い・助け合いの力が低下しています。
- 今後、支援を必要とする人の増加に伴い、福祉ニーズも多様化していく中、新しい地域で支え合う仕組みづくりが求められています。また、福祉センターを福祉サービスの提供や町民の交流の中心として活用を図るとともに、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう地域ネットワークの構築と併せ、きめの細かい支援体制づくりを進め、心のふれ合う福祉社会の実現に努める必要があります。

目指す姿

- 少子高齢社会に対応し、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉社会を形成するため、福祉の心の醸成及びバリアフリー等を推進するとともに、地域で支え合う福祉のネットワークが形成されています。

取組の内容

(1) 福祉意識の醸成

- 町民が支え合うことの必要性和福祉への理解を深めるため、広報活動や福祉教育、福祉学習等を推進します。

(2) 組織と人材の育成

- 社会福祉協議会を中心とした民間福祉団体や地域ボランティアとの連携を強化し、組織や人材のネットワークの拡充に努めます。

(3) ボランティアの育成と活用

- 地域で安心して暮らせるようボランティア意識の高揚とボランティアの育成、活動の支援に努めます。

(4) バリアフリーの推進

- 身体障がい者用トイレ・自動ドア・エレベーター等の設置、段差の解消といったバリアフリー化による高齢者・障がい者に優しいまちづくりを推進します。

(5) 福祉センターの利活用

- 福祉センターを地域における交流の拠点と位置づけ、効果的な福祉サービスを提供できるよう活用を図っていきます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
ボランティア活動支援事業 (福祉課)	ボランティア活動の活性化に向けて、社会福祉協議会において常時、ホームページ等でボランティアの募集を行うとともに、町広報でもボランティアの活動紹介などを通して、人材確保につなげていきます。 また、地域住民同士での互助の推進を図ります。	ボランティア登録者数 58人	ボランティア登録者数 60人



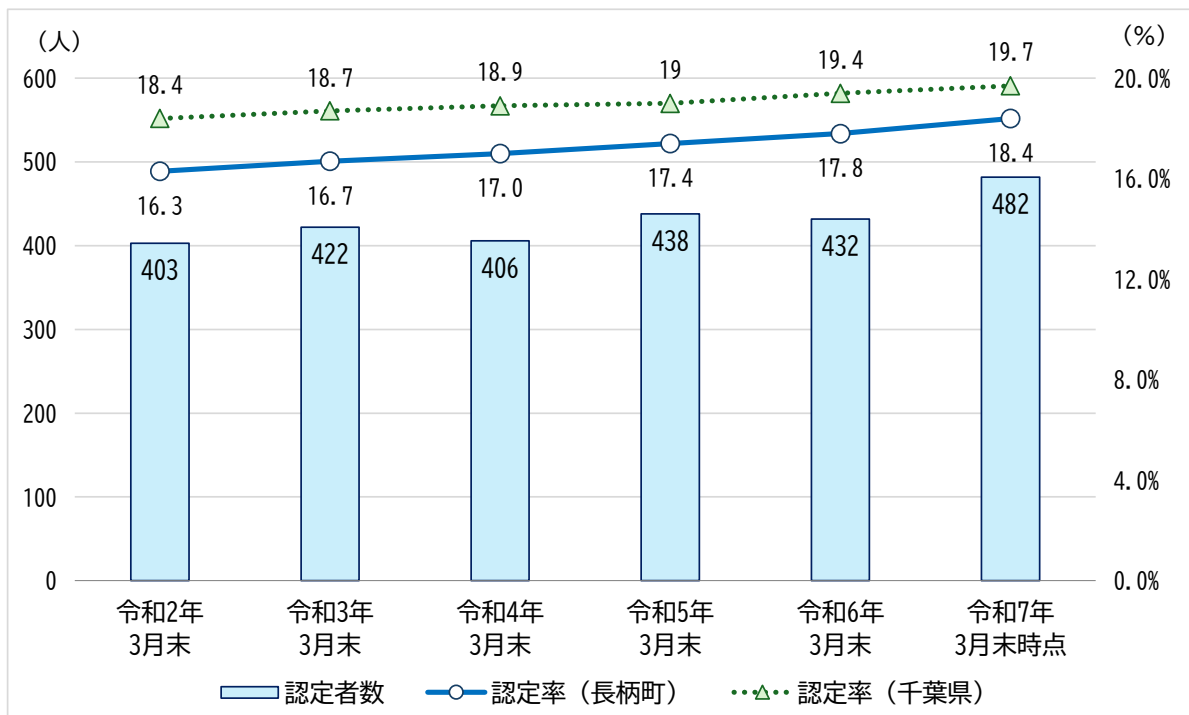
2-2 高齢者福祉の充実



現状と課題

- 令和7年5月1日時点の本町の高齢化率は約45.3%となっています。令和7年までに団塊の世代が75歳を迎えたことから、本町の高齢化は今後緩やかに進むものと予想されます。高齢化の進行にともない介護保険の認定者は増加していきます。要支援・要介護状態とならないよう予防や改善に取り組む介護予防を重視した体制の整備を推進していく必要があります。
- 町民の方を対象に受講料の補助がある「介護職員初任者研修事業」を開始しました。町民の介護職分野への参入のきっかけを作るとともに、家族介護への不安を払拭することができ、さらに地域における介護事業への就業と介護力不足を補うことが見込まれます。
- 今後、増加が見込まれる認知症高齢者の対応とともに、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増加し、家族の力だけでは介護を行うことが困難な家庭が増えていることから、地域社会全体で支え合う必要性が高まっています。このため、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生き生きとした生活を送れるよう、在宅福祉サービスの充実と地域で支え合う活動の推進、生きがい活動や体力アップ等の健康維持・増進を推進する必要があります。

■要支援・要介護認定者数と認定率の推移



令和2年度から令和5年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和7年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

目指す姿

- 高齢者が地域で安心して生活できるよう介護予防事業の推進、見守り、配食、買い物といった多様な生活支援サービスの充実、医療との連携強化、介護サービスの充実強化、権利擁護支援が推進されています。
- 「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、地域包括支援センターを中核機関に位置づけ、自治会や民生委員、医療機関等との連携を想定した地域ネットワークの構築を目指すとともに、高齢者のニーズを的確に捉えた介護サービスの提供及び介護保険の安定的運営が図られています。
- 制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会が推進されています。
- 高齢者医療については健康寿命の延伸を図り、健やかに生活を送るための予防・健康管理に係る取組が進んでいます。

取組の内容

(1) 介護保険の円滑な運営

- 高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 要介護状態とならないよう予防の取組や自立支援型の介護の推進を図ります。また、多職種協働による地域ケア会議を開催し、個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決に努めます。
- 高齢者がどのような支援を必要としているか、的確に把握するとともに、適正な保険料算定のため、定期的な調査を実施します。

(2) 介護予防の推進

- 一般介護予防事業にて運動・体操・認知症予防など心身機能が維持向上できるように通いの場を推進します。
- 地域リハビリテーション活動支援事業として、町民の自主運営による週1回の歩いて通える場所での体操教室の確保とリハビリテーション専門職の導入による町民の自立支援に資する取組を推進します。

(3) 認知症施策の推進

- 認知症になっても、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、早期発見、治療への対応に基本を置き、認知症ケアパスを活用します。
- 認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーターの養成を進め、認知症高齢者や家族のサポート強化に努めます。

(4) 日常生活支援サービスの充実

- 生活支援サービスの充実に向けたボランティアの養成、地域資源の開発や発掘、ネットワーク化等の担い手を生活支援コーディネーターとして養成し、配食や買い物、通院の外出支援、家事支援、紙オムツの支給等の日常生活支援の充実に努めます。

(5) 生きがい対策の推進

- 高齢者の生きがいづくりや就労機会の拡充のため、シルバー人材センターとの連携強化、ボランティア活動の充実等を推進します。
- 地域に根付いた高齢者が地域活動のけん引役として存在感を発揮できるよう支援し、生涯クラブの支え合い活動を活発化させ、連携強化を図ります。

(6) 高齢者の健康づくりの推進

- 24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化に努めるとともに、健康診査や人間ドック事業の推進を図ります。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
地域介護予防活動支援事業 (福祉課)	介護予防教室や元気はつらつ教室、高齢者サロンの開催により、高齢者の社会参加や地域とのつながりを促すことで介護予防と健康寿命の延伸を図ります。	参加者延べ人数 3,000人	参加者延べ人数 3,200人



2-3 障がい者（児）福祉の充実



現状と課題

- 令和6年度末の障害者手帳所持者数は389人で、そのうち身体障がい者は64.8%、知的障がい者は19.3%、精神障がい者は15.9%となっています。
- 障がい者に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを推進するため、関係機関と連携し、情報提供や福祉サービスの充実、地域における支援体制づくりを図ります。

目指す姿

- 「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」を基本として、社会福祉協議会の充実や障がい者の就労の促進、きめの細かいサービスの提供といった総合的な対策が推進されています。

取組の内容

(1) 障がい福祉サービスの提供

- 障がい者（児）の福祉ニーズに応じた各種施策や制度の充実を図ります。
- 障がい者（児）が在宅で生活できるよう訪問系サービスや日中活動系サービス、地域生活支援事業等の障がい福祉サービスの充実を図ります。

(2) 施設の整備充実

- 障がい者の通所施設や入所施設については、広域的な連携を図り、整備を検討します。

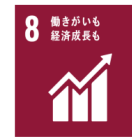
(3) 社会参加の促進

- 障がい者（児）に対する町民の理解を深めるため、広報活動や教育、学習及び交流活動等を推進します。
- 障がい者が働ける環境の整備を促進します。

戦略的事業

施策・事業名（担当課）	概要	KPI（重要業績評価指標）	
		現況（R7）	指標（R12）
高齢者等タクシー利用助成事業（福祉課）	高齢者や障がいをお持ちで移動に制約がある方を対象として、タクシー運賃の一部を助成します。また今後、利用者の利便性向上に向けて制度の改善に取り組めます。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%

2-4 精神障がい者の福祉の推進



現状と課題

- 近年、精神障がいに関する相談件数が増加しています。
- 障害者総合支援法により、精神障がい者に対する医療と社会復帰、地域住民に対する精神保健福祉の普及啓発、精神保健相談に関して、福祉関係機関及び保健所と連携し、事業を推進しています。

目指す姿

- 地域における精神保健を充実するため、関係機関との連携を図り、相談事業と情報の提供等が推進されています。

取組の内容

(1) 精神障がい福祉サービスの提供

- 精神障がい者の地域での生活を支援するため、居宅介護や短期入所等の自立支援給付や地域生活支援事業等の障がい福祉サービスの充実を図ります。

(2) 相談事業の推進

- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、精神保健相談を行い、関係機関と連携して推進します。

(3) 情報の提供

- 心の健康や精神障がいに関する理解を深めるため、情報の提供等を進めます。

(4) 心の健康づくりの推進

- 不安や悩みを抱えた人が、一人で悩まず誰かに相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、相談を受け適切なサービスにつながるよう支援します。

2-5 児童福祉・ひとり親福祉の充実



現状と課題

- 子どもが心身ともに健やかに成長することは、全町民の願いです。しかしながら、核家族化、共働き世帯の増加、近隣住民同士の人間関係の希薄化といったことにより、子どもを取り巻く環境は変化しています。
- 昨今、離婚等の増加により、母子（父子）家庭が増加しています。このような中、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援が必要です。
- 子どもへの虐待は、子どもの心身の発育・発達に深刻な影響を与え、時には子どもの命さえ奪う重大な人権侵害であり、社会全体で取り組まなければならない課題です。子どもを虐待から守るためには、地域ぐるみの取組が必要です。

目指す姿

- 「第3期長柄町子ども子育て支援事業計画」（令和7年3月策定）に基づき、子どもたちの健全な育成を図るため、地域や関係機関との連携を図り、子育ての支援を進めるとともに、ニーズの多様化に対応できるよう保育サービス及び保育体制の充実と要保護児童への対応といった、きめ細かな福祉サービスの充実が図られています。

取組の内容

(1) 保育の充実

- 世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、教育・保育を実施します。
- 就労要件を問わず全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、月一定時間まで時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8年度から実施します。

(2) 子育て支援の推進

- 令和7年4月に設置した「こども家庭センター」において、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供します。

- 「こども家庭センター」内に令和8年から「ファミリーサポートセンター」を開設し、子育てを支援してほしい家庭と子育てを支援したい住民のマッチングを行うことで、地域で子どもを守り育てていく仕組みづくりを促進します。
- 心身に不調や育児に不安があるなど、特に支援が必要な方を対象に、心身のケア等サポートを受けることができる産後ケア事業を推進します。
- 子どもの健全な育成を図るため、各種支援制度を活用し、経済的な安定を進めるとともに、関係団体と連携して相談事業などを進めます。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当制度や医療費の助成、さらには県等の機関で実施している各種貸付制度の普及・啓発に努めます。
- 児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するための環境整備を目的として、「要保護児童対策地域協議会」を令和4年度に立ち上げ、様々なケースに対応します。
- 放課後における児童の健全育成を図るための「学童クラブ運営」を進めます。

戦略的事業

施策・事業名（担当課）	概要	KPI（重要業績評価指標）	
		現況（R7）	指標（R12）
ファミリーサポートセンター運営事業（福祉課）	子育てを支援してほしい家庭と子育てを支援したい住民のマッチングを行うことで、地域で子どもを守り育てていく仕組みづくりを促進します。 また、サポーターの研修会を開催し、受入れ人材の確保を支援します。	事業開始準備	依頼件数 50件
ひとり親家庭等医療費助成事業（福祉課）	18歳に達した最初の3月までの児童を監護しているひとり親家庭の母、ひとり親家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成します。所得制限があり、年に一度資格の更新が必要です。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%

2-6 生活困窮者の支援



現状と課題

- 生活保護の目的は、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することです。
- 町においては、民生委員や各種団体と連携を図り、情報を的確に把握し、保護業務を行っています。
- 生活保護世帯は社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれているため、その態様に即した対策を講じ、自立を支援していく必要があります。このため、生活困窮者自立支援制度について、利用促進を図っていくことが必要です。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前段での自立を促進するため、関係団体と連携のもと、自立相談支援事業の実施、居宅確保給付金の支給等を行っています。

目指す姿

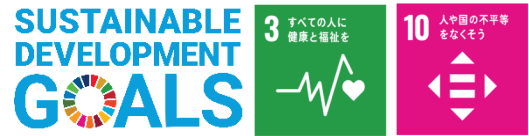
- 民生委員や各種団体と連携を図り、生活困窮者を的確に把握し、相談事業を通じて経済的自立と生活意欲が向上しています。

取組の内容

(1) 支援・相談体制の充実

- 生活困窮者の生活安定と自立促進に寄与するため、制度の活用を図ります。

2-7 国民健康保険の充実



現状と課題

- 国民健康保険の被保険者数は、人口の減少とともに減少が進み、令和7年3月末の加入者は1,563人となり、令和元年3月末の2,084人と比較して521人減となっています。
- 今後も高齢化や雇用の安定及び非正規雇用者の保険適用拡大により、減少が続くことが見込まれます。
- 医療技術の高度化及び生活習慣病を起因とする入院医療費の高額化、心疾患、脳血管障害の件数増加並びに診療報酬の改定等により、1人あたりの医療費が増加していることから、自らが健康情報を適切に把握するため、特定健診等を積極的に受診することや疾病予防を目的としたポピュレーションアプローチなど、健康意識を高めるための普及啓発に関する取組が必要です。
- 国民健康保険の運営は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに国保運営を行うことで安定的な財政運営が図られていますが、今後は保険料（税）を公平に支え合うため、保険料（率）の統一化、また、財源確保のための保険料（税）滞納者徴収対策における一層の強化に向けた取組、検討が必要です。
- マイナ保険証導入による資格情報管理を適正に行い、住民による窓口での手続簡略化に努めます。
- 住民に対し後発（ジェネリック）医薬品の利用を促進し、負担を減らすよう努めます。

目指す姿

- 国保データベースシステムを活用した「データヘルス計画」の分析に基づき、被保険者の健康保持、予防医療への取組を推進します。また、保険税の口座振替の推奨等を通じて財源の確保を図ります。

取組の内容

(1) 医療費の適正化

- 資格の管理を徹底するとともに、レセプトの過誤再審査業務や後発医薬品の普及促進により、医療費の適正化に努めます。

(2) 保健事業の推進

- データヘルス計画に基づき、保健事業の推進に努めます。

3. 子育て支援の充実



現状と課題

- 少子化の進行を抑制し、家庭の経済的負担を軽減するために子育て支援の充実が求められます。
- 育児に伴う心理的ストレスの軽減や、父母が仕事と育児を両立できる環境を整備することも重要です。
- 児童福祉と母子保健のワンストップ総合窓口となる「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供しています。この間、「子育て支援金事業」や「5歳児健診」の導入、幼小中学校での「フッ化物洗口事業」など、子育て支援の充実に努めています。
- 今後も、保護者のニーズをきめ細かに捉え、子育て支援の充実を図ることが必要です。

目指す姿

- これまで積み上げてきた成果をさらに加速・充実させ、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりを一層推進し、「子育て千葉県一」が実現されています。

取組の内容

(1) 結婚に対する支援

- 結婚に対する意識の醸成を図るとともに、結婚を希望する人への出会いの場を確保するため、婚活イベント等の支援を図ります。

(2) 妊娠・出産への支援

- 不妊に悩む夫婦を支援するため、不妊治療の費用の一部を助成します。
- 妊婦・乳児健康診査の費用助成の拡充や妊娠・出産に関する相談業務の充実を図ります。
- 広域的な連携により産科医の誘致を進め、安心・快適に妊娠・出産のできる環境づくりを推進します。

(3) 経済的支援の推進

- 不妊に悩む夫婦を支援するため、不妊治療の費用の一部を助成します。
- 現行の「子育て支援金事業」を継続実施します。

戦略的事業

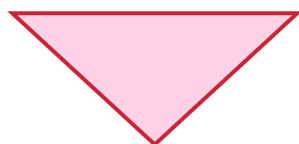
施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
結婚活動支援事業 (福祉課)	他市町村とも連携しつつ、婚活イベントを開催するなど、結婚希望者同士の出会いの場を提供します。	結婚件数 0件	結婚件数 5件
不妊治療助成事業 (福祉課)	不妊に悩む夫婦を支援するため、不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精)費用の一部を助成します。また、早期に不妊検査等を受診する意識の醸成に努めます。	交付件数 1件	交付件数 5件
子育て包括支援事業 (福祉課)	令和7年度のこども家庭センター設置に伴い、統括支援員(社会福祉士)・保健師・精神保健福祉士が配置されたことから、子育て包括支援事業の推進とさらなる相談窓口の強化を行うなど、妊娠期から育児期までにわたる切れ目のない支援を行うことで子育て環境の充実を図ります。	生後1か月以内の 新生児訪問 実施率 66.6%	生後1か月以内の 新生児訪問 実施率 90.0%
子育て支援金支給事業 (福祉課) (学校教育課)	養育費の一部を支援するため、出生時に5万円、小学校入学時に5万円、中学校入学時に8万円を支給します。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%
子ども医療費助成事業 (福祉課)	子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、18歳までの通院及び入院に対し、医療費の助成(保護者負担なし)を行います。	福祉の充実 満足度 56.4%	福祉の充実 満足度 60.0%
放課後児童健全育成事業 「学童クラブ」 (福祉課)	児童の健全育成や保護者のニーズに応じた学童クラブの運営に努めるとともに、児童を家庭で保育することが困難となった場合の一時預かりを行います。なお、今後は、小学校の統合を見据えた運営を推進します。	待機児童数 0人	待機児童数 0人

基本目標 3

ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり (教育・文化の充実)

施策の大綱

すべての人々が日々の暮らしの中で、知識や技能を活かし、心を豊かに笑顔があふれ、生き生きと生活していくことを望んでいます。



- 学校教育では、生きて働くための「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つを柱とした資質・能力の育成を図ります。
- 生涯学習では、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を生かすことができるような環境を充実させます。
- 本町の自然、歴史、文化などに関する活動が行われるよう、学習機会の提供を推進します。

1. 幼児教育の充実



現状と課題

- 幼児教育は、人間形成の第一歩であるため、非常に重要とされています。
- 本町の幼児教育機関としては、ながらこども園がその役割を担っています。
- こども園の施設内には子育て支援センターもあり、子育てに関する相談や情報提供、保護者同士の交流の場となっています。
- こども園での遊びや体験を通して、小学校以降の生活や学習の基盤を育成し、「生きる力」の基礎を築きます。また、一人ひとりの幼児を理解する保育教諭の資質向上が必要です。

目指す姿

- 幼児の教育・保育の質向上を図るため、教育環境の整備と教育・保育内容が充実しています。

取組の内容

(1) 教育環境の整備充実

- こども園の個性・特色を活かした教育環境の整備充実に努めます。
- 幼児教育から小学校教育へスムーズに適応できるよう小学校との交流の機会を設け、相互理解や情報の共有化を進め、幼保小連携協力体制を整えます。

(2) 教育・保育内容の充実

- 幼児期の発達の特性に配慮し、様々な「遊び」を通じて五感を刺激し、体幹等を鍛えることは、「生きる力」の基礎を培います。
- 創意工夫を活かした魅力ある教育・保育活動の展開に努めます。
- 職員研修の充実を進めます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
こども園・子育て支援センター運営事業 (福祉課)	引き続き、こども園で教育・保育の一体的なサービスを提供するとともに、個々の子どもの発達状況に合わせて、よりきめ細かなサポート体制を構築していきます。	こども園満足度 92.6%	こども園満足度 95.0%
こども園給食費無償化事業 (福祉課)	物価高騰による保護者の経済的負担の軽減及び園児の健全な食生活を確保し、食育を推進するため引き続き給食費の無償化を実施します。	こども園満足度 92.6%	こども園満足度 95.0%
こども園乳児等通園支援事業 (福祉課)	保護者の就労状況に関わらず、0歳6か月から3歳未満の子どもがこども園を時間単位で利用できる制度を令和8年度から導入します。	こども園満足度 92.6%	こども園満足度 95.0%
こども園登園サポート事業 (福祉課)	保護者による登園準備の負担を軽減するため、令和8年度から全園児を対象としたオムツのサブスクリプションサービスを導入します。	こども園満足度 92.6%	こども園満足度 95.0%



2. 学校教育の充実



現状と課題

- 本町の義務教育は、平成 17 年度に長柄中学校と昭栄中学校が統合し、平成 23 年度に日吉小学校と水上小学校が統合、現在は小学校 2 校、中学校 1 校により実施しています。
- 本町の児童生徒数については、人口減少に伴う少子化の影響により、減少傾向にあります。このため、町内小学校 2 校の将来を見据え、令和 3 年に「長柄町小学校のあり方検討委員会」を立ち上げ、地域や保護者、子どもたちを対象にアンケート調査などを通じ、町民の意見を聴取しながら検討を進めてきたところ、令和 7 年 2 月に同委員会から「統合することが望ましい」「統合後の校地は、現長柄中学校とされたい」「統合は遅くとも令和 11 年 4 月までとされたい」との答申を受けました。今後は、この答申を基に、小学校の適正配置等を進めていくことが必要です。
- 社会情勢が大きな変革期を迎える今日、学校教育においても将来を展望し、あらゆる環境の変化に対応できる心豊かなたくましい児童生徒の育成が求められています。
- 学校教育では、基礎学力の向上はもとより、自ら学んで思考し、表現する確かな学力や思いやりのある豊かな心、活力にあふれる健やかな体、この 3 つの力「生きる力」をバランスよく育成することが必要です。
- 国の G I G A スクール構想に基づき町内の小・中学校の児童生徒一人ひとりに配備したタブレット端末と持ち帰り学習のための充電機器の購入・貸与、各教室に設置した大型電子黒板を活用した授業が日常的に行われています。また、小・中学校の英語・算数（数学）のデジタル教科書の新規導入など I C T 環境整備を進めながら、全ての教科で「主体的・対話的で深い学び」が実践できるよう学習環境の整備に取り組んでいます。
- いじめや不登校等の諸問題が断続的に見受けられ、その要因としてインターネット等に代表される情報化の急速な発展に伴う対人交流の希薄化、核家族化の進行による家庭や社会の教育力の低下等が挙げられます。このため、学校教育の中で集団活動や道徳教育を通して、社会性やコミュニケーション能力を育成していく必要があります。
- 教育効果を高めるために学校と家庭・地域・行政・関係機関の役割を明確にしながら、連携して教育を進めていくことが必要です。「コミュニティ・スクール」の基本理念を具現化し、主体的に活動する「地域学校協働本部」を立ち上げ、地域住民の理解と協力をいただきながら地域総がかりで学校を支える仕組みの構築を推進しています。
- 小中学校の統合に向け、遠距離通学となった児童生徒については、開校に合わせてスクールバスの運行を検討し、児童生徒の負担軽減と安全確保を図っています。

- 教育施設の整備は、ほぼ整ってきていますが、昭和 30 年代から 40 年代はじめにかけて建築された校舎もあり、災害時の避難所としての機能を考慮し、さらなる整備充実を推進しています。
- 町単独事業の子育て支援策の一つとして、保護者の経済的負担を軽減することを目的として、こども園と小学校・中学校の園児・児童・生徒分の給食費の無償化を行っています。
- コロナ禍で中止していた「国際交流派遣事業」については、令和 6 年度から生徒派遣を再開しています。
- 「国際交流派遣事業」の代替事業として開始した「国際交流語学研修事業」については、包括連携協定を締結している千葉大学による「長柄町独自の事業の一つ」として継続して実施しています。
- 未来を築く児童生徒の創造力を育て、生まれ育った誇りと愛着を高めるためにも、より一層特色ある教育活動を充実させ、時代の変化に即した教職員の質や教育力の向上が求められます。

目指す姿

- 小学校について、子どもたちの教育環境を整備するため、保護者・地域・関係機関など広く意見を求めながら、「小学校適正配置等基本方針」と「小学校統合基本計画」を基に新たな学校運営がなされています。
- 本町の教育の基調である「心身ともに健康で思いやりのある生き生きとした人づくりの教育」を念頭に置き、次代を担う児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるよう、それぞれの能力の育成を図るとともに、調和のとれた人格形成と一人ひとりの個性の伸長を目指し、教育内容と教育環境の整備・充実が図られています。
- 子どもたちが自立して多様な人々と協働し、創造力を発揮しながら社会で豊かな人生を送ることができるよう、生きて働くための「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の 3 つを柱とした資質・能力の育成が図られています。

取組の方針

(1) 小学校の適正配置

- 「長柄町小学校のあり方検討委員会」の答申に基づき、小学校 2 校を統合し、校地を現長柄中学校とする小学校と中学校が併設した新しい学校づくりについて、令和 11 年 4 月の開校に向け、児童・生徒・保護者・地域・関係機関など広く意見を求めながら教育環境の整備を推進します。

(2) 教育内容の充実

- 地域や学校の実態を踏まえ、創意ある教育課程を編成、実施します。
- 基礎・基本の確実な定着化を図り、社会変化に主体的・創造的に対応できる「生きる力」を育成します。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
- 思いやりの心を育て、助け合いと連携の意識を高めるために福祉教育の充実を図ります。また、関係機関と連携を図りながら、人権教育や道徳教育を推進します。
- 対話を通して情報を共有し、自ら深く考え、課題解決するコミュニケーション能力を育成します。
- 情報化や国際化に対応するため、ICTを活用した教育や外国人の指導による外国語教育を推進します。
- ホームステイ体験や現地校交流を通じた国際感覚の育成を目的とする「中学生海外交流研修事業」については、子どもたちの視野を広げる取組となるよう検討を進めます。
- 千葉大学との連携により、外国人留学生や学生との交流を深めます。
- 読み聞かせなどの取組を通して、読書活動を推進します。
- 児童生徒一人ひとりの特性に目を向けた特別支援教育を推進します。
- 学習意欲と基礎学力の向上のため、小中学生の英語検定・漢字検定・数学検定の受検を奨励します。
- こども園・小学校・中学校の連携を推進します。

(3) 学習環境の整備充実

- 学校評価の活用等を通して、常に自ら向上を目指す学校運営を推し進め、家庭・地域とともに歩む学校づくりを推進します。
- 児童生徒が発達段階に応じた生活習慣を身に付け、心身共に明るく健全に育つよう、家庭と協力しながら生徒指導及び教育相談活動の充実を図ります。
- 地域・家庭と協力し、「あいさつ運動」や「パトロール活動」などを行い、地域と連携して、安全・安心な環境作りに努めます。
- 社会の変化に的確に対応するとともに、教育の質の向上を図るため、教職員の指導力の向上と社会人の活用を進めます。
- 「通学路交通安全プログラム」に基づき、各小中学校、PTA、関係諸機関との連携を図り、通学路の安全確保に努めます。
- 公共施設個別施設計画を基に、良好な学習環境の提供を図るため、学校施設の整備を計画的に進めます。
- 通学困難者対策を検討し、その改善を図ります。児童生徒の安全・安心な通学手段を確保します。
- 社会の変化に対応した情報設備の整備を進めるとともに、学習用タブレットの更新をはじめとしたICT教育の充実を図ります。

- 「中学校休日部活動の地域展開」については、外部指導者の指導を受けている吹奏楽部に続き、運動部においても活動機会確保に向け協議を進めます。

(4) 健康づくりの推進

- 児童生徒の安全確保と健康づくりを進めるため、学校体育の振興、疾病・感染症等の予防活動の推進、思春期健康教育及び健康教育の充実を図ります。
- 学校プールでの水泳授業については、猛暑への対応と天候に左右されずに年間を通じて授業を行える民間施設を活用するとともに、「小中学校水泳指導委託事業」によりインストラクターによる水泳指導を行います。
- 給食施設の整備と維持管理を計画的に実施します。
- 衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底に努めます。
- 食物アレルギー対応マニュアルに基づき、各種調査や相談活動を推進します。また、食物アレルギー発症時の的確・迅速な対応及び関係機関との連携を図ります。
- 児童生徒の健全な食生活を確保するため、給食の充実・食育の推進を図ります。また、地産地消の観点から季節に応じた地元食材を積極的に使用します。
- 給食センターと学校の連携を密にし、児童生徒の適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ります。

戦略的事業

施策・事業名(担当課)	概要	KPI(重要業績評価指標)	
		現況(R7)	指標(R12)
ICT環境整備事業 (学校教育課)	文部科学省の掲げるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人ひとりにタブレットを貸与し、レベルやペースに合わせた個別最適な学びとともに、多様な視点を共有する協働的な学びを推進します。	学校教育の満足度 55.7%	学校教育の満足度 60.0%
国際交流推進事業 (学校教育課)	次代を担う中学生が海外への見聞を広め、豊かな国際感覚を養い、国際社会に対応できる人材となるよう、交流事業を推進します。	学校教育の満足度 55.7%	学校教育の満足度 60.0%
教育支援員事業 (学校教育課)	児童生徒の学習面のサポートや安全確保といった担任教諭の補佐役を担う教育支援員を配置します。	学校教育の満足度 55.7%	学校教育の満足度 60.0%

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
学校給食費無償化事業 (学校教育課)	保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の給食費(食材費)の無償化を図ります。	学校教育の満足度 55.7%	学校教育の満足度 60.0%
長柄っ子学力向上チャレンジ検定料補助事業 (学校教育課)	児童生徒の学習意欲の向上を図るため、英語検定・漢字検定・数学検定の検定料の補助を行います。 児童生徒1人につき、検定ごとに同一年度各1回を限度とします。	学校教育の満足度 55.7%	学校教育の満足度 60.0%



3. 生涯学習の充実

3-1 生涯学習の活性化



現状と課題

- 町民が気軽につどい、生涯を通じて互いに学び、人と世代と地域をつなぐ施設として、令和5年に新公民館（ながランホール）がオープンしました。図書スペースの高い天井と自然光を取り込んだ造りは、「開放的で落ち着いた空間」と利用者から好評を得ています。
- ライフスタイルの多様化や高齢社会の進行、余暇時間の拡大、情報通信技術の進歩等を背景として、学習自体に生きがいを見だし、学習への欲求を高めることが必要であり、幅広い生涯学習ニーズに対応するため、公民館事業として乳児から高齢者までを対象とする文化祭や各種教室・講座、こどもまつりなどを開催しています。また、公民館・武道館を活用した自主サークルが生涯学習活動を行っています。
- 今後、本格的な高齢社会を迎え、町民が自ら学習する意欲を向上させ、相互の連帯意識を高めることのできるよう学校教育機関等との連携を強化し、生涯学習の充実と社会参加の促進を図り、生きがいのある生活の実現と心の通う地域社会を目指す必要があります。そのためには、生涯学習を推進する体制の整備、教育機会の拡充が必要です。

目指す姿

- 町民が生涯を通して自己を高め、充実した豊かな生活が送れるよう生涯の各時期に相応する学習機会の充実を図るとともに、町民が自発的、自主的に生涯学習を行えるよう、ボランティアの育成と活用、関連団体の育成支援、施設の整備充実等が進んでいます。

取組の内容

(1) 推進体制の整備充実

- 生涯学習に対する町民の意識の高揚を図るため、学習機会の提供や広報活動を推進します。
- 関係機関や関係団体との連携を強化します。

(2) 生涯学習の拡充

- 多様化する町民の学習意欲に対応する生涯学習体系の確立を図ります。

■学習者のニーズに対応する学習内容の整備に努めます。

(3) 生涯学習施設などの整備と活用

■図書室の利用増進を図るため、図書の増冊と各種資料の整備充実を図ります。

■町民の学習活動の場として、各施設を学習しやすい環境にするための整備充実に努めます。

■生涯学習施設の中心として、公民館が利用者のニーズに対応する運営になるよう努めます。

(4) リーダー・組織の育成と活動支援

■地域活動の基盤となる各種団体の拡充を図るため、地域の家庭・学校などと相互に連携してリーダーの養成に努めます。

(5) ボランティアの育成と活用

■高齢社会、情報社会、生涯学習時代に向けて、ボランティアを育成するとともに、中高生がボランティア活動に参加をするための活動機会の提供を推進します。

(6) 芸術・文化の振興

■町民が誰でも気軽に参加できる文化講座・教室を開催し、文化祭など学習活動の成果を発表する機会を創出します。

■文化への関心や理解を深めるため、芸術文化を鑑賞する機会の提供に努めます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
公民館教室事業 (生涯学習課)	引き続き子どもから大人まで多種多様な公民館教室を展開し、余暇の充実や仲間づくり等、人と人とのつながりを促進します。	活動教室数 47	活動教室数 47
文化祭事業 (生涯学習課)	日頃の公民館教室での活動成果の発表や、作品を展示する機会及び場所を提供します。	生涯学習の充実 満足度 58.6%	生涯学習の充実 満足度 60.0%
芸術文化鑑賞事業 (生涯学習課)	写真や絵画等の作品展や映画鑑賞会を催し、誰もが芸術文化を気軽に鑑賞できる機会の提供に努めます。	生涯学習の充実 満足度 58.6%	生涯学習の充実 満足度 60.0%

3-2 青少年の健全育成



現状と課題

- 核家族化、少子化による生活様式の変化やインターネット等からの情報の氾濫によって青少年を取り巻く環境は大きく変化し、幼児虐待、いじめ、ひきこもり、青少年の犯罪等が大きな社会問題となっています。
- 地域社会や家庭での取組が重要視される中、青少年が健全に成長していくためには、町民の主体的な活動を基本とした青少年健全育成活動が展開されることが重要です。
- 今後も青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校・関係団体等が連携し、育成活動や社会環境の健全化を推進していく必要があります。
- 地域社会の中で様々な交流や活動体験を行うことで自立心や社会性を育成できるよう自主的な社会参加活動の促進、指導者の確保・養成が必要です。

目指す姿

- 町・学校・家庭・地域社会・各団体が一体となって、青少年を支え育てる環境となっています。
- 環境の健全化に努め、地域ぐるみの非行防止体制づくりが進んでいます。

取組の内容

(1) 青少年健全育成活動の活性化

- 生涯学習活動活性化の一助として、青少年相談員と協力して公民館活動等を充実させ、子どもの参加できる行事に取り組みます。

(2) 環境の整備

- 青少年の豊かな人間性を育むため、自然体験や社会体験などの体験活動や世代間交流の機会の充実を図ります。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
青少年野外活動のつどい事業 (生涯学習課)	青少年相談員主催の青少年野外活動のつどいは、体験型のイベントとして、アスレチックなど自然の中で体を使って楽しみながら、ルールを守り子どもの自立心を養うことや、コミュニケーション力を育む活動をしています。	参加者数 23人	参加者数 30人



4. 生涯スポーツの推進



現状と課題

- 過去の災害やコロナ禍の影響で中止となっていた長柄町一周駅伝大会が、令和5年に第60回の記念大会として開催されました。
- 長柄町一周駅伝大会については、今後も町民全体が一体感を感じられるイベントとして地域活性化につなげていきます。
- 町スポーツ協会では、10の加盟スポーツ団体の活動を支援し、町民がスポーツを通じて、お互いの親睦を深め、健全な精神の育成と明るく楽しいまちづくりのためにスポーツ大会や町一周駅伝大会等を開催しています。
- 本町では、スポーツ推進委員会を中心とし、行事への協力と地域の各種スポーツ団体の運営協力を行いながら、住民のスポーツ振興に努めています。しかしながら近年、スポーツ推進員のなり手不足が課題となっています。
- 子どもの体力低下は深刻で、外遊びの機会が減少したことや情報通信機器と接する時間が増加したこと等が原因であると考えられます。今後は屋外での遊びや、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があります。保護者や関係団体と連携し、子どもを取り巻く環境を十分に理解したうえで、積極的に体を動かす機会やスポーツ少年団体に参加する機会を創出し、体力の向上と健全な精神の育成を図る必要があります。
- 余暇時間の増大や価値観・ライフスタイルの多様性、高齢社会が進行する中、生涯スポーツ社会の活性化に向けた地域における環境の整備充実が課題となっています。

目指す姿

- 町民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるよう施設の整備、指導体制の充実、生涯スポーツ活動の拡充が図られています。

取組の内容

(1) 生涯スポーツの推進

- 子どもから高齢者まで幅広い年代の人々がスポーツに親しみ、参加できるスポーツ大会、スポーツ教室の支援を行います。

(2) スポーツ施設の充実・活用

- 町民が気軽にスポーツを楽しめるようスポーツ施設の整備充実を図ります。
- 地域における生涯スポーツ活動を促進するため、学校体育施設の共同利用を推進します。

(3) リーダー・組織の育成支援

- 自主的なスポーツの推進、スポーツレベルの向上を図るため、スポーツ推進委員などのリーダーの育成とスポーツ協会などの関係団体の支援を行います。
- 地域におけるスポーツの振興を図るため、各団体の指導者の育成と支援を推進します。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
町一周駅伝事業 (生涯学習課)	駅伝大会を実施し体力の向上と精神力の強化を図ります。町の自然豊かなコースを堪能してもらい特産品を販売することにより町の知名度向上を促進します。	スポーツ・レクリエーションの満足度 50.0%	スポーツ・レクリエーションの満足度 60.0%



5. 文化財の保護



現状と課題

- 本町は、史跡長柄横穴群をはじめ、国指定文化財4件、国登録文化財1件、県指定の文化財5件、町指定の文化財47件を有しています。
- 特に史跡長柄横穴群は、地域の生活文化を知る貴重な文化遺産として保存・公開し、今後は後世への継承を図り、文化財保護への町民の関心を深め、町の歴史、伝統・文化の理解を求めていく必要があります。
- 町では、町内の遺跡や歴史資料の一部をデジタル化して公開する「長柄町デジタルアーカイブ」の導入により、誰もが検索可能となっていることから、広く学習と研究の機会に活用されるようPRも含め推進しています。

目指す姿

- 本町の貴重な歴史・文化遺産を保存し、活用を図るための環境整備と事業推進が図られています。

取組の内容

(1) 史跡長柄横穴群の保存・公開・活用

- 史跡長柄横穴群や史跡長柄横穴群資料館の案内及び解説などを行います。
- 史跡長柄横穴群資料館を活用し、長柄町の歴史と文化財に対する啓発及び広報活動を推進します。

(2) 文化財の保護・活用

- 郷土に残る貴重な文化財の保護・保存を図るため、調査・研究、史跡の環境整備、文化財指定などを行うとともに、町の文化遺産として、公開・活用を推進します。
- 町内小学校の「史跡長柄横穴群」見学の際に、郷土の貴重な歴史に興味を促すように説明を今後実施していきます。

戦略的事業

施策・事業名(担当課)	概要	KPI(重要業績評価指標)	
		現況(R7)	指標(R12)
史跡長柄横穴群資料館管理運営事業(生涯学習課)	史跡長柄横穴群の見学者に資料館の案内・解説などを行い、郷土の歴史に関する知的好奇心を高めます。	来場者数 1,725人	来場者数 1,725人

6. 交流活動の推進



現状と課題

- 近年、子どもの外遊びの減少や高齢者の増加等を要因として、地域間の交流が減少傾向にあります。
- 誰もが気軽に楽しく参加できる場を提供し、活力あふれる地域間の交流を推進することが重要です。

目指す姿

- うるおいと生きがいのある地域社会を築くことを目的とし、町民同士及び地域間の交流が活発化しています。

取組の内容

(1) 子ども同士の交流

- 体験教室やスポーツを通じて、子ども同士が交流する機会の推進を図ります。

(2) 町民同士の交流

- 町民全ての世代が気軽に進んで参加できる教室や活動の推進を図ります。

(3) 地域間の交流

- 様々な活動において、他の地域との交流の機会を創出し、情報の共有や意見交換を促進します。
- 災害時等、相互の助け合いに大きな役割を果たせるよう、日常的な交流を推進します。
- 公民館にキッズルームを開設し、同世代の子どもを持つ親同士が集まり、交流の機会の推進を図ります。

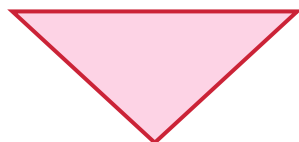
戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
こども育成事業 (生涯学習課)	主に夏に「ふれあいながらこどもまつり」を開催します。幼児・小学生を対象に絵本の読み聞かせやブラックシアター、輪投げ、スーパーボールすくい等、地域の方々とふれ合いながら楽しめる遊びのコーナーを多数設け、世代を越えた交流の推進を図ります。	来場者数 300人	来場者数 300人

基本目標 4 ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり (生活環境の整備)

施策の大綱

人が清らかにうるおう美しく安全なまちづくりを目指すには、災害や交通事故などから住民を守り、ごみの不法投棄などがない美しいまちづくりに取り組む必要があります。



- 防災・減災、防犯、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進など、町民生活における基本的な生活環境の確保を図ります。
- 地球環境への負荷の少ない循環型社会の構築や再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図り、自然にやさしいまちづくりを推進します。

1. ごみ・し尿処理の推進



現状と課題

- 近年における大量生産、大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、本町においても廃棄物の多様化、処分の困難化に伴う不法投棄の増加が懸念されています。
- 3R運動（抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再使用（リサイクル））の推進により、ごみの減量化に努めていますが、さらなる減量化を図るため、ごみの収集方法やステーションの管理徹底、物を大切にする持続可能な資源循環型社会への転換が求められています。
- プラスチックごみについては、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されています。プラスチックごみの適正処理や排出抑制に取り組んでいく必要があります。

目指す姿

- 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、容器包装リサイクル法に基づいた資源ごみといった分別の徹底、3R運動への町民の理解と協力が深まっています。

取組の内容

(1) ごみの減量化・資源化

- マイバッグやマイボトルの持参促進をはじめ、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチックの3R運動の推進など、海洋プラスチック問題への対応を図ります。

(2) 不燃ごみ収集の適正化

- 不燃ごみ収集の適正化を図るため、自治会と連携し、ごみステーションの管理を徹底します。

(3) し尿処理の適正化

- し尿の収集及び処理施設の効率的な運用を図るため、広域的な連携により推進します。

戦略的事業

施策・事業名（担当課）	概要	KPI（重要業績評価指標）	
		現況（R7）	指標（R12）
生ごみ処理器等購入費補助事業（建設環境課）	生ごみの減量化及び資源化を図るため、コンポスト及び生ごみ処理機の購入補助を行います。	ごみ、し尿処理の充実満足度 69.8%	ごみ、し尿処理の充実満足度 71.8%

2. 環境保全の推進



現状と課題

- 近年の環境問題は、今までの産業公害や森林破壊に加え、ごみ問題、生活排水などによる水質汚濁、温暖化に代表される地球環境問題といった多様で幅広いものとなっています。
- 本町においては、産業廃棄物や残土等の悪質な不法投棄は減少傾向にあるものの、山林や人目のつきにくいところへの家庭ごみ等の投棄が散見され、景観や環境を損なう原因となっています。このため、不法投棄監視員や美化作業員の巡回等により対応していますが、早朝や夜間の投棄が多く、被害防止が困難な状況にあります。
- 町では、環境条例に基づく点検・調査の実施や美化活動など、町内全体で取組を行っています。ポイ捨てを根絶することは難しい状況ではあるものの、ポイ捨て禁止看板や監視員による不法投棄パトロールの強化を実施していくこととしています。
- 公害については、工場・事業所等からの騒音・振動・悪臭といった日常生活を脅かす重大な問題です。
- 本町の優れた自然環境は、豊かな生活を送るための大きな役割を果たしており、未来に引き継ぐべき財産として、保全していく必要があります。
- 地球環境問題が拡大し、環境問題に対する町民の意識は高まっています。日常生活から環境問題を真剣に捉え、環境負荷の少ない生活様式や電気自動車、水素自動車の普及推進、再生可能エネルギーの導入検討等、産学官一体となって環境の改善を図ることが必要となっています。

目指す姿

- 日常生活から環境保全を意識し、貴重な自然を守るための啓発や不法投棄の防止、環境美化運動が推進されています。
- 美化作業員を増員し、町道等に投棄されたごみを収集し町の美化が進んでいます。
- 地球温暖化に対し、全町的に機運醸成を図り、脱炭素社会の実現を目指しています。
- 緑・水・空気といった生活に密着する環境を守るため、公害の防止に取り組んでいます。

取組の内容

(1) 地域環境の保全

- 自然の持つ価値を高く評価し、自然保護、保全の精神を身につけるため、意識の啓発を図ります。
- ポイ捨て行為の防止に関する条例を制定し、環境美化の推進を図ります。
- 不法投棄の防止を図るため、不法投棄監視パトロールの強化を図ります。
- 美しいまちづくりを進めるため、町民の協力を得ながら河川の清掃等の環境美化運動を推進します。また、美化作業員による公共施設の美化に努めます。
- 動物の飼育に関するトラブルを防止するため、ペットの飼い主のモラルの向上に努めるとともに、狂犬病予防法に基づく犬の予防注射や登録を促進します。

(2) 地球温暖化対策の推進

- 住宅用設備等脱炭素化促進事業の推進により、家庭における温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(3) 公害の防止

- 公害の発生を防止するため、公害防止の啓発に努めます。
- 公害の防止を図るため、河川や地下水の水質検査を進める等の監視と指導を推進します。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
バイオマス産業都市構想事業 (産業振興課)	バイオマス産業都市構想を策定し、廃棄物系バイオマスや未利用バイオマスの有効活用に向けて、町内事業者と連携を図り、各プロジェクトを推進します。	産業都市構想策定	事業推進
環境整備事業 (建設環境課)	町内の不法投棄を未然に防止するため、不法投棄監視員によるパトロールや美化作業員による町内の美化活動を実施します。	環境保全の満足度 69.8%	環境保全の満足度 70.0%

3. 美しい景観の創造・保全



現状と課題

- 町内の景観を向上させることは、町民はもとより、本町を訪れる人の心を和ませます。
- 町では、県知事との協議を経て、平成 31 年 3 月に景観法に基づく景観行政を担う主体である「景観行政団体」へ移行しました。
- 景観行政団体になったことにより、景観条例や景観計画を策定し、良好な景観の形成と保全をするための制限や取組を進めることができます。
- 美しいまちづくりを進めるため、花いっぱい運動による街並みの演出や公共施設のデザイン、建物の色の統一といった官民が密接に連携し、町が一体となって景観の形成に努める必要があります。

目指す姿

- 良好な住環境を創出するため、快適で美しい景観づくりが推進されています。

取組の内容

(1) 美しいまちづくり

- 美しい生活環境を形成するため、条例や地区協定の設定等を検討します。
- 街並みや道路沿いに樹木や花を植えるといった美しい景観づくりに取り組みます。
- 町全体の色やデザイン等に関する基準づくり（C I 活動）を検討します。



4. 住宅の整備充実



現状と課題

- 民間事業者の賃貸住宅が少ない本町において、住宅の整備は喫緊の課題です。人口減少対策、若い世代の移住定住策の一つとして、新たに宅地分譲事業を検討しています。
- 本町は、平坦で肥沃な土地を利用した田畑等の農用地や、自然公園に指定される権現森をはじめとした豊かな山林を中心に構成され、自然と調和した計画的な土地利用を図る必要があります。また、昨今の異常気象の多発化や大地震といった自然災害も懸念され、いつまでも安全・安心な住環境を整備するための適切な誘導が不可欠です。
- 町営住宅が整備されていますが、建物の老朽化に伴う維持修繕箇所が増加しています。これまで屋根や外壁の塗装、浴室のユニットバス化、トイレの洋式化などを行い、周辺整備とあわせた計画的な改修を進めています。

目指す姿

- 住宅関連条例や指導要綱等により、良好な居住環境が創出されています。
- 町営住宅については、維持補修により、快適な住宅となっています。

取組の内容

(1) 住宅・宅地の開発誘導

- 人口減少に伴う少子化に対応するため、子育て世帯等のニーズに応じた住宅の整備を推進します。

(2) 町営住宅の維持補修

- 長柄町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持補修に努めます。

(3) 既存住宅の維持改修費の補助

- 町民の生活環境の向上及び定住促進を目的として、町内に暮らす方の住宅の修繕、改築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修等を助成します。

戦略的事業

施策・事業名（担当課）	概要	KPI（重要業績評価指標）	
		現況（R7）	指標（R12）
民間賃貸住宅誘致事業 （企画財政課）	移住定住希望者が求める賃貸住宅を確保するため、遊休公共用地や学校跡地等、建設地の検討も含め、民間事業者と宅地分譲の計画を推進します。	先進事例の研究	方針の決定
住宅リフォーム補助事業 （企画財政課）	令和7年度より町外業者による施工も補助対象とし、町内業者の施工は補助金額の引上げを図り、補助を拡充しました。定住に効果的な事業であり、今後も継続して実施します。	交付件数 25件	交付件数 35件
町営住宅環境整備事業 （建設環境課）	町営住宅の維持・補修を行い、快適な住環境を提供します。耐用年数を経過した刑部団地については、今後のあり方について検討を進めます。	住宅の整備充実 満足度 42.4%	住宅の整備充実 満足度 45.4%
空き家・空き地バンク事業 （企画財政課）	所有者からの申請により、不要な家屋や土地（宅地・山林・雑種地）を利用希望者に紹介します。令和6年度実施の空き家調査に基づき、物件の登録促進に注力します。	移住相談件数 516件	移住相談件数 700件
空き家バンク登録促進事業 （企画財政課）	空き家バンクに登録された物件を購入・賃借した方の住宅改修費、家財道具撤去費、引越し代、仲介手数料、登記申請料の一部を補助します。今後、さらなる制度の拡充について検討します。	交付件数 6件	交付件数 10件

5. 交通安全の充実



現状と課題

- 車両の安全技術の進展や道交法の罰則強化、交通安全指導の強化などにより交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、運転者による誤操作や不注意による事故が絶えない状況にあります。
- 本町における令和6年の事故発生件数は15件、死傷者は15人となっており、令和元年度の事故発生件数19件、死傷者29人と比較すると事故発生件数、死傷者数ともに、減少傾向にあります。
- 主要地方道2路線を含む県道は、小中学校の児童生徒の通学路となっています。これらの道路は交通量も多く、交通事故の危険性の高い道路です。しかも、歩道と車道の分離が遅れており、早期の整備が求められています。
- 町民を交通事故から守るため、交通安全運動などの啓発活動により、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの実践を習慣付けるための対策を推進していく必要があります。

目指す姿

- 交通事故のないまちを目指し、歩車道の分離、交通安全意識の高揚、交通安全施設等の整備が進んでいます。特に高齢者や子どもの交通安全対策が進んでいます。

取組の内容

(1) 交通安全意識の醸成

- 交通安全意識を醸成するため、広報活動を推進します。
- 高齢者や子どもたちをはじめとする交通要配慮者に向けた交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 交通安全対策の充実

- 交通安全活動の効果をあげるため、関係団体の充実・強化を図るとともに、交通安全活動を推進します。
- 自転車乗車時のヘルメット着用及びヘルメット購入補助金の周知を行い、自転車乗車時の安全対策の向上を図ります。
- 高齢運転者も含めた全ての運転者の交通事故防止策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペ

ダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した安全運転サポート車（サポカー／サポカーS）の普及促進に向けた広報を行います。

（3）交通安全施設の整備

- 長柄町通学路交通安全プログラムにより、児童生徒等の歩行者の安全確保を図るため、危険箇所の対策を実施し、関係機関に働きかけます。
- 道路の拡幅と歩車道の分離が促進されるよう、関係機関に働きかけます。
- 交通安全に配慮した道路整備を進めます。
- 危険箇所へのガードレール、カーブミラー、啓発看板等の設置を進めます。

戦略的事業

施策・事業名（担当課）	概要	KPI（重要業績評価指標）	
		現況（R7）	指標（R12）
交通安全プログラム対策事業 （建設環境課）	通学路合同点検によって確認された危険箇所について対策工事を行い、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。	道路整備満足度 47.3%	道路整備満足度 52.3%
自転車用ヘルメット購入費補助事業 （総務課）	自転車乗車中のヘルメット着用義務化に伴いヘルメット着用を促進するため、1人1回2,000円を上限に購入費用の一部を補助します。	申請件数 5件	申請件数 10件



6. 防災・消防・防犯の充実



現状と課題

- 令和元年台風からの一連の災害及び令和5年の台風の接近に伴う大雨による災害では、町内各所で土砂の崩落及び浸水が発生しました。このため、災害に強いまちづくりを進めています。
- 町民の生命と財産を災害から守るため、防災体制の確立や災害危険箇所の解消、防災環境の整備といった総合的な防災対策を進める必要があります。
- 東日本大震災や令和6年の能登半島地震では、地域のつながり、協力、支え合い等のコミュニティの大切さを強く考えさせられました。これらの教訓を踏まえ、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、町民・行政・防災関係機関が一体となった地域防災体制の確立や自主防災組織の育成・強化が必要となっています。このため、「災害対策コーディネーター養成講座」を開催し、災害対策コーディネーターの養成を進めています。
- 非常緊急事態における通報及び広報活動などを行う町の防災行政無線の操作卓更新と千葉県との防災行政無線を更新しました。
- 地球温暖化の影響による台風や大雨等の災害も懸念されます。町内には、土砂災害や水害が発生するおそれのある箇所が多数あり、特に危険性の高い崖地は、千葉県による土砂災害警戒区域等の指定がなされ、土砂災害防止のための啓発活動に努めています。
- 消防・救急体制については、長生郡市広域市町村圏組合の広域体制による常備消防が配備され、消防水利等の施設整備は、広域市町村圏組合による年次計画に基づき実施されています。
- 救急体制については、少子高齢化社会の進展や疾病構造の変化等に伴い、専門的かつ高度な救急活動が求められ、身近な救急初期医療体制の整備が必要です。
- 非常備消防である消防団員の活動は、地域に密着した防災活動に重要な役割を果たしていますが、就労構造の変化等と相まって、団員の確保に支障をきたしています。
- 犯罪が起こりにくい環境の整備が必要です。

目指す姿

- 地域防災計画に基づき、防災体制の確立を図るとともに、情報伝達システムの整備や防災施設の整備等が進んでいます。
- 消防力の向上や救急体制の整備等の推進により、消防・救急体制の充実が図られています。
- 防犯の充実を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、防犯灯の設置やパトロールといった防犯体制が強化されています。

取組の内容

(1) 防災体制の充実

- 防災意識の高揚を図るため、広報活動や研修会、防災訓練等の実施に努めます。
- 国土強靱化計画及び地域防災計画については、適宜見直しを図ります。また、国民保護計画を必要に応じて見直し、体制の確保と充実に努めます。
- 地区・地域を単位とした自主防災組織の設置と組織の育成を推進します。
- ボランティアの育成と活用を推進します。
- 県及び県内 22 市町村と共同で整備した被災者支援システムを利用し、災害時の応援受援体制の確立に努めます。
- 自治会や自主防災組織をはじめとする町民と、千葉県や自衛隊等の公共機関、及び災害協定を締結している民間企業などが協力し、防災訓練を実施することで町全体での防災対応能力の向上を図ります。
- 避難行動要支援者に対する「個別避難計画」については、長柄町災害時避難行動要支援者支援プラン（全体計画）に基づき、計画の作成を進めるとともに、モデル地区を選定し、その成果が町全体に広がるよう取り組みます。

(2) 防災施設・環境の整備

- 防災資機材の整備充実に努めます。
- 国及び県の動向を確認し、必要に応じて避難指示等の判断基準の見直しをします。
- 土砂災害等の災害危険箇所の周知に努めます。
- 災害時における情報を正確かつ迅速に伝達するため、デジタル防災行政無線等の内容充実や維持管理を図ります。
- 千葉県が実施する防災に関する補助金等を利用して、備蓄品などの整備等を行い、災害対応力の充実に努めます。

(3) 救急・消防の充実

- 長生郡市広域市町村圏組合消防本部と連携し、身近な救急体制の充実に努めます。
- 消防団の充実や活性化を図ります。
- 消防水利・消火栓等を計画的に整備します。

(4) 防犯活動の推進

- 関係機関と連携し、防犯活動を実施します。
- LED防犯灯の整備を計画的に進めます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
防災力・防犯力向上事業 (総務課)	風水害や地震に対する防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。このため、大規模災害の発生に備えて、自主防災組織等への防災訓練や自助・共助に関する研修等の啓発活動に努めるとともに、自主防災組織の活動補助金の周知に努めます。	消防、防災、防犯の充実満足度 61.1%	消防、防災、防犯の充実満足度 65.0%



7. 建築物の安全性の確保



現状と課題

- 本町の住宅は、木造戸建住宅が多数を占め、新耐震基準以前の昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅も多く見受けられます。
- 町では、建築物の耐震性の向上を図るため、基本的な方向性を示す町耐震改修促進計画を定めていますが、今後も建築物の耐震化を促進し、ひいては地震に強いまちづくりを推進しています。
- 人口減少に伴う空き家の増加も懸念され、防犯や防災といった観点からも対策が急務です。
- 耐震化の促進は、地域の耐震化への意識を向上させることが重要です。

目指す姿

- 建築物の耐震性の強化が即効性の高い防災対策であるとの認識を高めるため、安全性向上に関する啓発に努めることで、被害を最小限にとどめ、町民等の生命財産を守るための耐震化が促進されています。

取組の内容

(1) 耐震化の促進

- 建築物の安全性の確保に向けて、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅について、国や県の制度を活用し、耐震診断から耐震改修工事までの一連の費用に対する補助事業により、所有者の費用負担を軽減し、住宅の耐震化を促進します。

(2) 耐震改修の啓発

- 耐震診断の結果、倒壊の危険性のある建築物が安全な構造となるよう耐震改修の啓発を行います。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
木造住宅耐震改修補助金 (建設環境課)	旧耐震基準で建築・着工された木造住宅の耐震診断と耐震補強工事を実施する場合に、補助金を交付し、住宅の耐震性能を向上し災害に強いまちづくりを推進します。	耐震化率 57.2%	耐震化率 75.0%

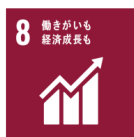
基本目標 5 ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり (産業の振興)

施策の大綱

産業は生活の基盤であり、日々の糧と町民生活に豊かさゆとりをもたらします。特に農林業については、生産活動の場であるとともに、農地の持つ多面性（水源のかん養、自然環境の保全・災害防除・稲作文化の伝承・食料の安定供給の確保・不測時における食料の安全保障）からも農林業が元気であることは町の活性化に不可欠です。

- 担い手農業者や新規就農者の育成、営農組合や集落営農の促進、IoTやAI、ロボット技術を活用したスマート農業の推進を図り、併せて収益向上のために、高収益作物の生産や遊休農地を活用した新たなビジネス、流通・販路対策への支援、農林業の6次産業化（1次産業×2次産業×3次産業）を推進します。
- グリーン・ツーリズムや道の駅をはじめとした直売所などの既存事業の一層の充実を図ります。
- 既存する企業・事業主の経営支援と企業誘致、新しい産業や起業家の進出を支援し、町民の働く場と働く仕組みが充実したまちづくりを推進します。
- 関係人口の創出を図ります。また、人口減少対策として移住定住の促進や若者の転出抑制対策に取り組みます。

1. 農林業の振興



現状と課題

- 我が国の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業生産額や農業所得の減少、遊休農地の拡大、貿易の進展等に伴う外国産農産物との競合等により、農村の活力低下が深刻な状況にあります。
- 本町の農業は、稲作が中心であり、経営規模1 ha以下の農家が多く、兼業農家が大半を占めています。このうち、第2種兼業農家や自給的農家においては、農業従業者の高齢化や後継者不足が顕在化し、経営耕地の減少や遊休農地の増加への対応が大きな課題となっています。また、近年は野生鳥獣による農作物への被害が拡大し、農業経営の意欲が低下、遊休農地の増加といった悪循環に陥っています。
- 町の基幹産業である農業を魅力ある産業とするよう再構築を図るべく、素材生産の農業から販売戦略を持った企業型農業へ転換し、成熟度の高い首都圏住民の食生活に対応する付加価値の高い特産農産物の生産と供給体制づくりを進める必要があります。また、農業環境の変化に対応するため、農業経営基盤の強化、自然環境保全等の公益機能を維持できる農業、都市近郊型農業への転換を進めていく必要があります。
- 町では、「スマート農業の推進」や「経営規模拡大・低コスト化」また「鳥獣被害防止対策の強化」「多面的機能支払交付金事業」や「中山間地域直接支払交付金事業」の推進など国や県の事業を積極的に活用し推進しています。
- 町では、都市と農村の交流を通して農林業や各産業の育成・発展に向けて、都市住民に滞在型余暇活動を提供する「グリーン・ツーリズム」の取組を行っています。
- 本町の山林については、総面積の47.8%を占めるものの、用材育成を主眼とする林業経営は極めて少ない現状になっています。
- 荒廃した森林を整備するとともに、災害に強い町づくりを目指す森林整備事業を開始しました。この事業により、森林・里山の再生が町全体に広がり、「美しいふるさとづくり」へと展開していくことが期待されています。

目指す姿

- 農業については、農業振興地域整備計画の見直しにより、守るべき優良農地を峻別し、安定した農業経営を目的として、基盤の整備、特産物の生産、加工品の開発・販売、担い手の確保、営農組織の育成、関係人口の創出等が進んでいます。また、遊休農地の有効利用、農業施設や機械の効率的利用が進んでいます。
- 林業については、森林の持つ機能を保全・活用するとともに、特用林産物の生産が促進されています。
- 地域の農林業や食品産業などから生まれるバイオマス資源を有効活用し、循環型社会の実現と地域の活性化を図るまちづくりが進んでいます。

取組の内容

(1) 農業生産の振興

- 本町の農作物の中心である米の高付加価値化やブランド化を進め、おいしい米づくりを支援します。
- 農業の高付加価値化を図るため、特産物を活用した競争力のある加工品の開発・販売を推進します。
- 地元企業や農業者などと連携し、「バイオマス産業都市構想」に向けた協議会を立ち上げ、関係者と協力しながら、構想の具体化に向けた取組を推進します。
- 消費者のニーズを的確に把握し、安全志向的な農業生産を推進します。
- 農業経営の安定化を図るため、認定農業者の育成、担い手の確保・育成、農地の流動化、経営の合理化、営農組織の確立などによる経営規模の拡大と低コスト化を進めます。
- 農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域ぐるみで農村環境を保全する団体を支援します。
- 中山間地域等の農業生産活動の維持継続を図り、農地の持つ多面的機能の確保を図ります。
- 有害鳥獣による農産物被害に対し、狩猟免許取得者への支援や捕獲檻の増設、防護柵の購入補助等により、鳥獣被害の軽減を図ります。

(2) 生産基盤の整備

- 農業の生産性を高めるため、農道や用排水路等の基盤整備を推進します。
- 農地の荒廃を防ぎ、美しい里山風景を守るため、遊休農地の有効活用を図ります。

(3) 関係人口の創出

- 関係団体との連携によるグリーン・ツーリズムを推進し、関係人口の創出を図ります。

(4) 林業の振興

- 林道・作業道の維持管理に努めます。

- 林業経営の多角化を図るため、特用林産物の振興や間伐材の有効活用を推進します。
- 山林の持つ国土保全、水源かん養、自然環境保全等の機能を高めるため、森林整備、治山事業を推進します。
- 森林・里山の再生を進めるとともに、災害時の倒木による停電への被害防止にも取り組みます。
- 森林空間をレクリエーション、保養の場となるよう活用します。

戦略的事業

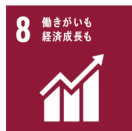
施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
「ながらブランド」普及推進事業 (企画財政課)	町の特産品として町内企業、農家と協働でコメのブランド化を図ります。また、千葉大学と協働で考案した「ながらをむすび」の生産、流通、販売に向け市場調査、マーケティング戦略の立案等を産学官連携で行います。	町内企業の堆肥を活用した水稲の育成、食味値の検査。学生によるワークショップ等。	商品化生産、流通、販売ルートの構築。
担い手育成支援事業 (産業振興課)	新規就農者と町内の知識・経験のある農家(組合)とのマッチング支援や各種補助制度のPRを図ります。	新規就農を希望する者へのPR	新規就農者の営農の継続
グリーン・ツーリズム推進事業 (産業振興課)	観光農園に取り組む農業者を確保し、新たな収穫体験の創出を図り、体験者数の増加に努めます。	体験者数 1,500人	体験者数 1,800人
鳥獣被害防止対策事業 (産業振興課)	駆除従事者への支援や防護柵の設置などに対する支援を行うとともに、有害鳥獣捕獲実施隊の活動を強化し、地域ぐるみで有害鳥獣被害防止対策を実施します。	地域での鳥獣被害防止対策の実施	地域での鳥獣被害防止対策の継続実施
中山間地域等直接支払交付金事業 (産業振興課)	農業生産条件が不利な中山間地域等で生産活動の維持や耕作放棄地の減少に取り組む組織に対し、交付金を交付します。	取組面積 3,604a	取組面積 3,604a
多面的機能支払交付金事業 (産業振興課)	農地の多面的機能の確保や耕作放棄地の減少を図るため、農地や農業用施設の維持管理を行う組織を支援します。	取組面積 9,631a	取組面積 9,631a

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
里山再生事業 (産業振興課)	美しい里山風景を取り戻すため、里山整備 (伐採・植林) を推進します。また、森林組合やNPO法人等と連携し、体験事業の実施や間伐材の有効利用等に向けて取り組みます。	里山整備事業の 推進	事業継続実施



2. 商工業の振興

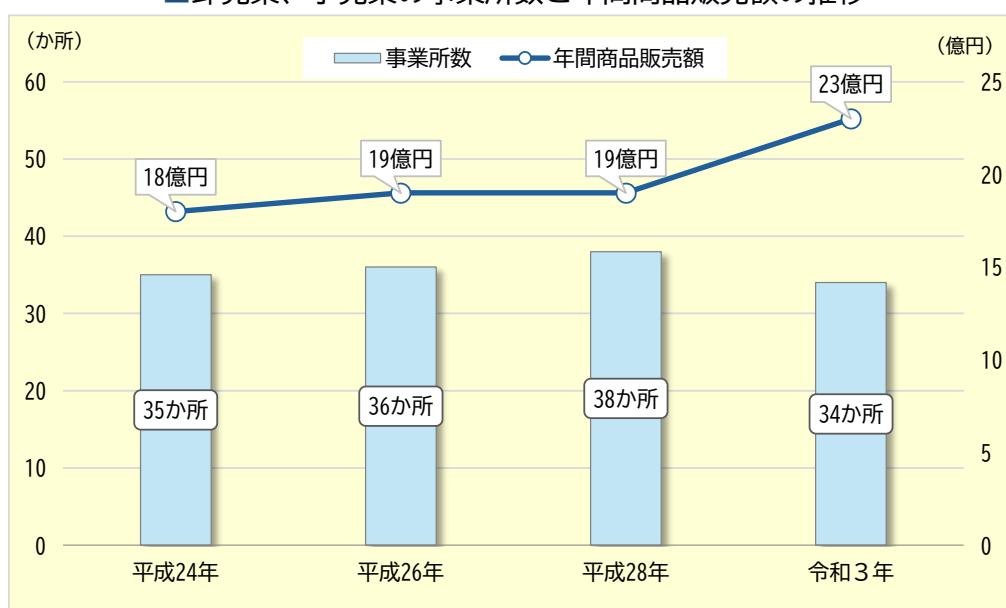
2-1 商業の振興



現状と課題

- 本町の商業は、周辺地域と比べて商業規模は極めて小さく、多くの商店が兼業的な小規模の経営形態となっています。
- 商店は町内に分散し、まとまった商業集積を形成しておらず、町民の購買需要に対応しきれない状況にあるため、近隣の千葉市や市原市、茂原市に依存しています。今後、規制緩和や価格破壊、情報化等の進展により、一層厳しい競争関係におかれることが予想されます。
- 地域商業の振興や町民の購買需要に対応するため、食料品や日用品といった生活必需品を取り扱う商業機能を整備するとともに、高齢者を中心とする買い物困難者に向けた移動販売や買い物代行、店舗への輸送サービス等の支援が必要です。併せて、生鮮食品や生活雑貨を購入できる店舗の誘致が求められています。
- 町内では、民間事業者の協力により移動販売を実施しています。全自治会に運行希望調査を行い事業者と協議の上、販売場所を決定しました。場所については随時見直しを行い、消費者のニーズに合わせた商品を取り扱っています。

■卸売業、小売業の事業所数と年間商品販売額の推移



経済センサス - 活動調査及び基礎調査 (総務省・経済産業省)

目指す姿

- 買い物困難者のニーズに応える支援策が展開されています。

取組の内容

(1) 既存商業の活性化

- 経営意欲向上のため、講習会や研修会などの開催を促進します。
- 買い物弱者・困難者をはじめとする消費者のニーズに応えるため、移動販売等の新たな販売システムの導入を促進します。
- 経営環境の変化に対応できるよう商業関係組織の育成と強化に努めます。

(2) 商業集積地の形成

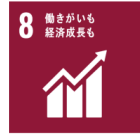
- 民間事業者との連携の中、商業集積地形成を誘導し、商業の地域間競争に対抗できる魅力づくりを支援します。
- 商業集積による新たな雇用創出が図られるよう取組を推進します。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
買い物利便性向上事業 (企画財政課) (福祉課)	民間事業者と連携した買い物困難者向けの移動スーパーや、移動スーパーと併せた高齢者の見守り活動を実施し、利便性の向上を図ります。	移動スーパー 2社運行	継続実施



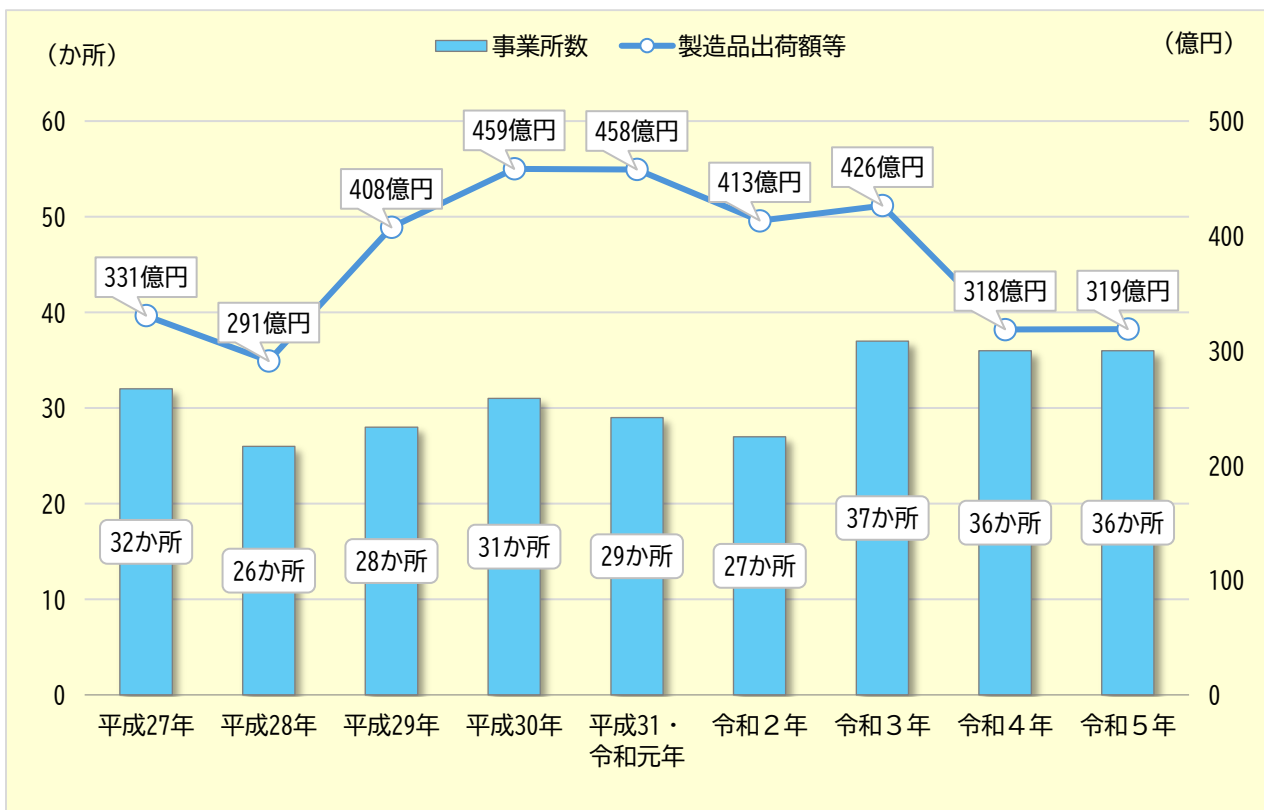
2-2 工業の振興



現状と課題

- 本町では、工業団地等が存在しておらず、町内に点在する小規模な事業所を中心に構成されています。
- 今後は、社会経済の変化に柔軟に対応するとともに、圏央道茂原長柄スマートインターチェンジの供用開始と令和8年度予定の圏央道の県内全線開通による交通利便性の向上を大きな強みとして、計画的に企業誘致を促進していく必要があります。また、地元企業への就職、承継の推進を図るための工夫が必要です。
- 茂原長柄スマートインターチェンジの供用開始に伴う産業誘導に向け、産業用地適地調査及び産業用地可能性調査を行いました。今後は、候補地を確定し、整備計画と事業計画案を策定するなど、本町への企業誘致を推進しています。

■製造品出荷額等の推移



工業統計調査（平成28年、令和2年は経済センサスー活動調査）、令和3年以降は経済構造実態調査

目指す姿

- 工業の振興を図るため、企業誘致を推進するとともに、地場産業や新規企業が育成されています。

取組の内容

(1) 雇用の確保

- 雇用の確保を図るため、新たな企業の誘致を推進します。
- 企業が安定した雇用の確保を行えるよう情報提供等の支援に取り組みます。

(2) 企業の安定化と育成

- 商工会等と連携し、企業診断や融資制度の活用、研修事業の充実、柔軟性や創造性のある産業人としての人材育成を推進します。

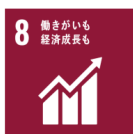
(3) 新規企業の誘致・育成

- 産業用地候補地を確定し、整備計画と事業計画案を策定します。
- 成長性のある新規企業を誘致するとともに、早期の安定経営が図られるよう支援します。
- 用地については、遊休する公共用地の払下げをはじめとした協力を行います。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
産業用地整備事業 (企画財政課)	茂原長柄S I C周辺に産業用地を整備し、企業を誘致します。	適地選定調査 可能性調査	土地の造成 に着手
企業立地促進事業 (企画財政課)	事業者が新設、増設などを行った際に固定資産税相当額の9割分を奨励金として引き続き交付します。また、企業誘致に向けてさらなる補助の充実を検討します。	奨励金交付企業 数延べ10社	奨励金交付企業 数延べ15社
商工振興利子補給事業 (産業振興課)	町内の中小企業の振興のため、金融機関から融資を受けた設備資金の利子について、利子補給を行います。	利子補給件数 7件	継続実施

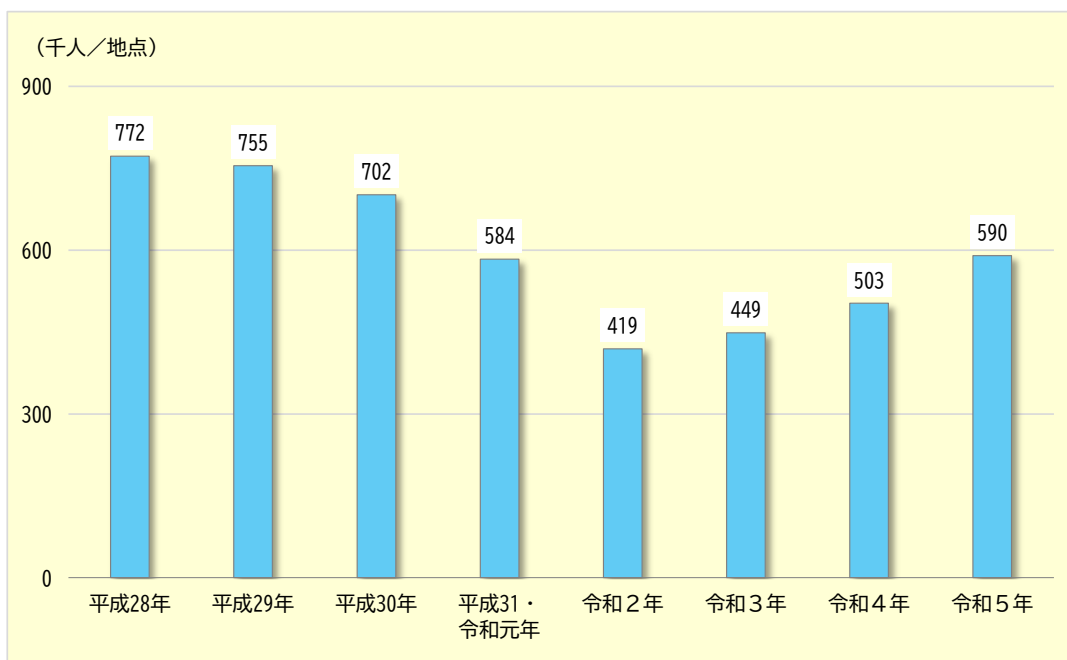
3. 観光・余暇産業の振興



現状と課題

- 本町の観光資源の中心である長柄ダムは、土で造られたアース式ダムとしては日本最大級の規模を誇ります。周辺には、自然とのふれあいをテーマとした散策コースやバーベキュー場、テニスコート、流れるプールといったスポーツ・レクリエーション機能を備えた都市農村交流センターが整備され、町民や都市住民の憩いの場として好評を得ています。しかしながら、施設の老朽化が顕著に見受けられ、単に維持管理を行うだけでは賄いきれない状況にあります。
- 都市農村交流センターの町営プールについて、町内の小学生以下の料金を無料化しました。
- 都市農村交流センターの機能を抜本的に見直し、新たな魅力を創造する施設への再整備を進めるため、アンケート調査や企業ヒアリングなどの基礎調査の結果を活用しながら、「都市農村交流センター再整備構想」の策定を進めています。
- 民間の観光施設では、トレーニング施設や運動競技場、ゴルフ場、研修施設、宿泊施設、牧場等が存しており、年々観光客は増加傾向にあります。
- これらの観光資源を有効に活用し、ネットワーク化を図るとともに、首都圏のリゾート地としての観光地形成に取り組む必要があります。

■観光入込客数の推移



千葉県観光入込調査報告書（商工労働部観光企画課）

目指す姿

- 老朽化した都市農村交流センターの再整備が進んでいます。
- 関係団体との連携を強化し、町内の観光資源のネットワーク化を図り、本町の魅力向上が図られています。

取組の内容

(1) 観光基盤の整備

- 長柄ダム周辺の都市農村交流センターについて、センターの機能を抜本的に見直し、新たな魅力を創造する施設への再整備を進め、リニューアル後は観光拠点とし、関係団体との連携を図りながら、イベントを開催するなど施設の有効活用を推進します。

(2) ネットワーク化の促進

- 本町の観光力向上を図るため、関係団体と連携し、観光資源のネットワーク化を進めます。

(3) PR、イベント等の実施

- 食・文化・自然・施設等の様々なイベントの開催を支援し、本町の魅力をPRします。

(4) 人材・団体の育成支援

- 観光振興に寄与するため、団体や事業者向けの講演会等を開催し、人材の育成を図ります。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
地域活性化イベント支援事業 (企画財政課)	人と人とのつながりの機会を創出するため、町民や民間団体等が主体的に企画運営するイベントについて、補助金を交付します。	新規交付団体数 0 団体	新規交付団体数 2 団体
観光振興魅力発信事業 (産業振興課)	新たなイベントへの参画や既存事業の拡大を図るため関係機関と調整を図り、観光入込客数の増加に努めます。	観光入込客数 57 万人	観光入込客数 60 万人

4. 移住定住の促進



現状と課題

- 移住定住推進事業では、空き家・空き地バンクの運営やお試し移住のアテンド、SNSやホームページ等を活用した情報発信、地域住民と移住希望者の交流会の開催、都市部でのプロモーション活動等の移住定住のコーディネートを実施しています。
- 移住希望者の定住促進を図るためには、住宅の確保が不可欠です。
- 定住施策として、若者の転出の抑制対策も重要です。

目指す姿

- 人口減少の抑制に向けて、移住定住が促進されています。
- 若年層の転出を抑制する対策が行われています。

取組の内容

(1) 移住定住の推進

- 東京圏に位置し、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれたまちであること、圏央道の茂原長柄スマートインターチェンジの供用開始と令和8年度予定の圏央道の県内全線開通開通により、東京都や神奈川県、成田国際空港、羽田空港などへのアクセスが格段に向上した町の地勢を積極的にPRし、特長を活用した二地域居住の推進や関係人口の増加につながる取組を行います。
- 空き家・空き地バンクの運営や、SNS・ホームページ・令和6年度に更新した移住定住ガイドブックなどを活用した情報発信、移住者・移住希望者の相談対応、都市部でのプロモーション活動など、移住・定住に資する活動を継続して推進します。
- 「生涯を健康かつ活動的に暮らせるまちづくり」を目指し、都市住民等の移住定住の促進と町民とともに快適に暮らせるよう生活環境の整備と社会参加の促進を図ります。

戦略的事業

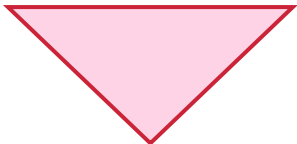
施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
住宅新築補助事業 (企画財政課)	移住定住を促進するため、住宅を新築した方に今後も継続して補助金を交付します。	交付件数 4件	交付件数 8件
移住定住推進事業 (企画財政課)	移住者の住み良い環境づくりのため、相談窓口を開設し、引き続きNPO等民間事業者と協力し、丁寧な相談対応に注力することで移住者の増加を目指します。	移住相談件数 516件	移住相談件数 700件
二地域居住推進事業 (企画財政課)	本町への人の流れの創出・拡大を図るため、二地域居住の推進や関係人口の増加につながるよう、町のPRを一層推進します。	移住フェアへの 出展	事業継続実施
奨学金返還支援事業 (企画財政課)	若者の地元就職と転出抑制、奨学金返還の負担軽減のため、最大15年間、補助金を交付します。	交付件数 7件	交付件数 10件



基本目標 6 ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり (地域・行財政の充実)

施策の大綱

限られた財源を有効に活用し、多様化、個性化する町民ニーズに沿ったまちづくりを推進するには、行政と町民の意思の疎通、連携・協働体制の確立が重要です。

- 
- 広報・広聴活動（町ホームページ・広報ながら、懇談会の開催など）の充実を図り、町民と行政が情報を共有し合うことにより、つながりを強化し、ともに力を合わせたまちづくりの環境を整えます。
 - 町民が主体的に行政へ参画するよう促進するとともに、コミュニティ活動の支援を通して、住民自治の理念に根ざした地域づくりを推進します。
 - 多様な町民ニーズに対応できる柔軟かつ健全な行政基盤を確立するため、常に自主財源の確保に努め、「選択と集中」による事業の見直しや情報処理技術をはじめとした新技術の導入に努め、行財政改革を推進します。
 - 千葉大学との「包括的連携」体制をさらに発展させます。また、広域的な行政サービスの充実と多様化する行政需要に合理的に対応できるよう近隣市町村との連携を強化します。

1. コミュニティの充実



現状と課題

- 社会構造の変化により、人と人とのきずなや地域の連帯意識は薄れつつあります。しかしながら、豊かな地域社会を築いていくうえでは、町民同士が連帯意識、自治意識を見つめ直し、町民と行政が一体となっていくことが重要です。
- 人口減少による個人の業務負担の増加などが課題となり、自治会加入率の低下や消防団の担い手不足など、地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。
- 近年、本町においても一人住まいの高齢者が増加し、「孤独死」という事実が発生しており、町民が住みなれた地域でお互いに助け合って安心して生活できる地域社会をつくることが求められます。
- 本町では、町民の自主的な活動を基本として、自治会や消防団の業務の効率化や担い手の育成を進め、コミュニティ活動を支援しています。
- 町民相互のきずなを深め、住みよいまちづくりを進めていくため、今後もコミュニティリーダー等の担い手の育成や文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る必要があります。

■自治会・市民活動団体の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
自治会数(団体)	48	48	48	48	48	48
組織率(%)	64	62	62	61	61	61
市民活動団体(団体)	2	2	2	2	2	2

企画財政課（各年4月1日現在）

目指す姿

- 地域住民による主体的な地域づくり、まちづくりを推進するため、自治意識の醸成、コミュニティリーダーなどの担い手や組織等の育成強化、施設の整備充実などを推進し、持続可能なコミュニティの構築が進んでいます。

取組の内容

(1) コミュニティ活動の推進

- コミュニティにおける自主的活動に対して、積極的に支援します。

- 関係者との協議を進め、コミュニティ活動に若年者や転入者などが、参加しやすい環境づくりを推進します。

(2) 組織・人材の育成

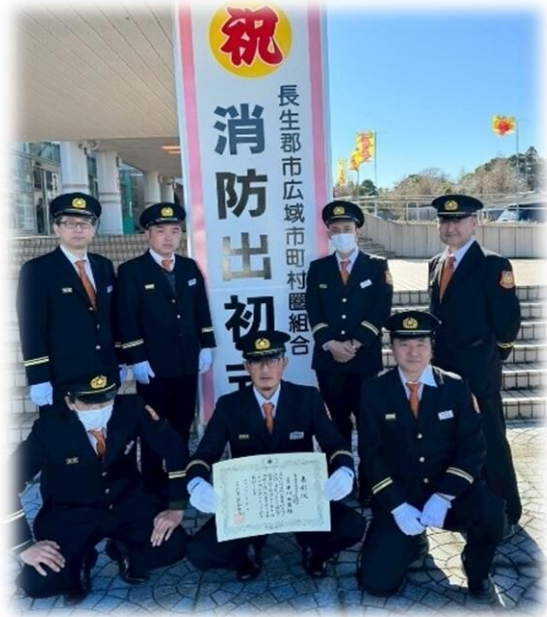
- コミュニティ組織が活発な活動が行えるよう組織の育成支援を図ります。
- コミュニティ組織の活性化を図るため、リーダーなどの担い手の養成を推進します。
- コミュニティ活動の拡充と活性化を図るため、ボランティア組織の支援に努めます。

(3) コミュニティ施設の整備充実

- コミュニティ活動の活性化を図るため、施設の整備充実を進めます。

(4) 人材・団体の育成支援

- 各種団体や事業者向けの講演会等を開催し、人材の育成を図ります。



2. 男女共同参画の推進



現状と課題

- 男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、町民と行政が一体となって取り組むべき重要課題です。
- 男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、まずは、行政が率先して働き方改革を推進し、育児・介護休暇の取得などを促進しています。
- 男性の育児参加を促進するため、育児休暇取得の推奨に努めています。
- 審議会や委員会等への女性の参画を進め、性別に捉われない個性と能力を活かした施策の反映に努めています。
- 研修や広報を通じて、男女共同参画への理解促進と意識啓発を図っています。
- 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大といった社会情勢の変化に伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が不可欠です。

■審議会・委員会の女性委員の登用状況の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性委員数（人）	67	55	55	68	65
女性登用率（%）	24.2	22.7	22.7	24.5	25.2

総務課（各年3月末現在）

目指す姿

- 男女がともに自立し、責任を負い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画のまちの実現に向け、あらゆる分野での意識づくりや環境づくりが進んでいます。

取組の内容

(1) 意識の高揚

- 男女平等意識の高揚を図るため、講演会や研修会の開催を推進します。
- 男女の自立と男女平等への意識に関する生涯学習を推進します。

(2) 女性の社会参加の促進

- 審議会等の政策決定や実施の場へ女性の参加を促進します。
- 女性の視点からまちづくりを推進するため、公職への女性の参画促進、地域活動への支援に努めます。
- 女性職員の管理職起用を推進します。

(3) 就業環境の整備

- 行政が率先して働き方改革を推進し、育児・介護休暇の取得などを促進します。
- 就業の場における男女の実質的な平等を促進します。
- 男女が働きやすい環境づくりに努め、育児・保育制度、介護制度等の充実を図ります。
- 女性の職業選択の幅を増やすため、講演会等を開催します。



3. 行政の充実



現状と課題

- 少子高齢化の進展や住民価値観の多様化、環境に対する関心の高まりをはじめ、社会経済情勢が大きく変化しつつある中、町行政も新しい時代を迎えようとしています。
- 一方で、変化の激しい社会情勢や行政ニーズに的確に対応することは、町単独では困難になっており、優れた知見を有する大学や豊富なノウハウを持つ民間の活力を最大限に活用する「産・官・学・金」の連携が不可欠です。これまで築き上げた千葉大学との「包括的連携」体制をさらに発展させるため、地元企業などの産業界や金融機関との意見交換を積極的に行い、新たな発想をもとに取組を進めています。
- 本町の行財政環境は、依然として厳しい状況ですが、町民の期待に応えるためにも、地方自治の新時代を自ら切り拓き、人口減でも持続できる体制の整備など、新しい視点に立った一層の行政改革への取組が不可欠です。
- 「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方を踏まえ、持続可能な地域社会を構築する必要があります。
- 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）関連事業では、「誰一人取り残さないデジタル社会」を実現するため、住民基本台帳・税・介護福祉・子育てなどの基幹 20 業務を対象に、システム移行を実施し、行政手続のオンライン化による住民利便性の向上に加え、行政運営の簡素化、効率化を図っています。
- 近年の気候変動の影響による自然災害の頻発や南海トラフ地震等の大規模地震災害発生が切迫していることなどから、防災対応に関する体制強化が必要です。従前の行政管財係の所管事務のうち、防災対策から国民保護をはじめとする危機管理全般を担う「防災対策室」を新たに設置し、専門的な知識を持つ職員を配置して、防災対応能力の向上を図りました。
- 役場庁舎は行政サービスの提供、災害時の防災拠点などとして、平成 14 年に建設されましたが、建設から 23 年余りが経過し、施設の老朽化が進み、空調設備が修理困難な状況になっており、改修が必要となっています。

目指す姿

- 厳しい財政状況の中、まちづくりの実効をあげていくため、行政の果たすべき役割を明確にするとともに、一層の行政改革の推進を図ります。また、時代に即した人材の育成や職員の資質向上、定員管理に努め簡素で効率的な行政運営が進んでいます。
- 役場庁舎の改修については、国の支援制度を活用しつつ、改修に併せて、庁舎の脱炭素化が進んでいます。

取組の内容

(1) 行政組織の見直し

- 町民のニーズの多様化に対応するため、必要に応じて適宜組織・機構の見直しを実施します。
- 重点的な行政を推進するため、必要に応じてプロジェクト組織等の新たな組織の活用を図ります。

(2) 人事管理の適正化

- スリムな行政組織を目指し、定員適正化計画において数値目標を掲げ、定数の適正化に努めます。
- 行財政能力とサービス水準の強化を図るため、人事交流の円滑化に取り組みます。
- 業務の複雑化・高度化に伴い職員にかかるストレスが大きくなっており、メンタルヘルスの重要性が高まっていることから、外部の専門家によるストレスチェックを継続実施し、職員の抱える課題解決を図り、職員が心身ともに健康で安心して働ける職場の環境づくりを推進します。

(3) 事務事業の見直し

- 実施している事務事業について、定期的に見直しを行い、必要度や重要度の低いものについては中止します。

(4) 自治体DXの推進

- 庶務事務システムやA I文字起こしアプリなどを導入し、業務の効率化を図ることにより住民サービスの向上を目指します。
- 町の環境や住民のニーズに合った自治体DXの推進を図ります。

(5) 進行管理・行政評価の推進

- 基本構想及び基本計画に基づく計画的な行政運営を進めるため、財政計画と整合した実施計画を策定するとともに、適切な進行管理及び行政評価に基づく見直しに努めます。

(6) 民間委託・指定管理者制度の推進

- 行政事務を進めるに当たり、町民の理解を得ながら可能な限り、民間委託や指定管理者制度の

活用を推進します。

(7) 行政改革の推進

- 「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」に基づき、幅広い行政課題に的確に対応し、行政サービスを提供できるよう持続可能な行財政改革を推進します。

(8) マイナンバー制度の推進

- マイナンバー制度関連システム等を含めた情報基盤の整備を推進します。
- 制度の啓発及び広報等による周知を徹底します。

(9) 庁舎脱炭素化の推進

- 役場庁舎の空調改修に関しては、同じく改修が必要となっている庁舎照明のLED化とエレベーター改修を併せて行うことにより、国の省エネルギー認証を取得し、支援制度を活用して実施することで、温室効果ガスの排出削減と庁舎の環境改善を図ります。

(10) 公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進

- 公共施設を計画的かつ効率的に維持管理することで、長寿命化を図るとともに、更新・統廃合など人口規模に合った最適な公共施設の配置を検討します。

戦略的事業

施策・事業名（担当課）	概要	KPI（重要業績評価指標）	
		現況（R7）	指標（R12）
公共施設適正管理事業 （企画財政課）	町が保有する公共施設について、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを図りながら、計画的かつ効率的な維持管理を図ります。	事業継続実施	事業継続実施
SDGs推進事業 （全課）	「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方を踏まえ、SDGsの17の目標の達成に向けて業務に取り組み、持続可能な地域社会の構築を目指します。	事業継続実施	事業継続実施
ながら創生プロジェクト 事業 （企画財政課）	タウンアドバイザーを中心に、地域課題をテーマとして職員によるプロジェクトチームを組織し、部署を越えて課題解決に主体的に取り組む意識の醸成を図ります。	事業継続実施	事業継続実施

4. 財政の充実

現状と課題



- 今日の財政は、町税等の自主財源が少なく、地方交付税をはじめとする依存財源に頼らなくてはならない状況にあります。歳出面では、公共施設の老朽化、小学校の再編、社会保障の充実、防災・減災対策、さらには行政のデジタル化への対応など、財政需要の課題は多岐にわたります。一方で、物価の高騰、世界経済の減速リスクや、経済の不確実性の高まりなど外的要因に加え、町の歳入の根幹である町税は、人口減少や少子高齢化の影響で減収していくことが見込まれています。このため、持続可能な財政経営を確立するための歳出削減はもとより、安定財源の確保が課題となっています。
- 自主財源の確保では、企業版ふるさと納税及びふるさと応援寄附金制度の促進を図っています。
- 経済動向や国・県の政策に留意し、中長期的な視点に立った財政運営を行い、財源の重点配分、行政評価と効率化を考慮した事務事業の見直しや経費節減に徹し、財政の健全化を図る必要があります。
- 今後は、多様化、複雑化、高度化する行政需要に対応するとともに、人口減少や高齢化といった町が直面する課題に対し、地域の特徴を活かした自立的な運営が可能となるよう積極的な財源の確保に努めていく必要があります。

目指す姿

- 財政の健全性を維持していくため、歳入の増加及び歳出の抑制を図りつつ、歳入歳出の適正なバランスをとるよう総合的かつ計画的な行政運営が進んでいます。
- 町民や利用者の理解を得ながら受益者負担額のあり方や給付行政の適正化が図られています。
- 財政状況の透明性を確保し、分析を行うため、地方公会計に取り組んでいます。
- 新たな財源確保を図るため、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の活用が進んでいます。

取組の内容

(1) 財政の健全性の維持

- 財政の健全性の維持を図るため、中・長期的な計画に基づく行政を推進します。
- 財源の効果的な活用を図るため、財源の重点配分を行います。

- 受益者負担による費用の分担、給付行政の適正化とともに、町民福祉や環境保全といった分野における主体的な町民参加を推進します。

(2) 財源の充実確保

- 企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の活用を積極的に推進します。
- ふるさと応援寄附金については、本町を観光などで訪れた人が店舗等で寄附できる現地決済型のふるさと納税を推進します。
- 産業の振興事業や人口の定着化事業等を促進し、新たな目的税導入の検討など自主財源の充実確保に努めます。
- 歳出を定期的に見直し、抑制することによる財源の確保を図ります。
- 一括交付金の有効的な活用を図ります。
- 自主財源である町税の安定的収納を図るため、納税環境の整備と自主納付の啓発に努めます。
- 財政の透明性を図る観点から、新公会計制度による財務諸表を作成します。
- 質の高いサービス提供と経費節減を図るため、指定管理者制度を推進します。
- 未利用の普通財産の処分、貸付け等の有効活用を図り、財源確保に努めます。
- バナー広告や広報ながら広告等の活用による財源確保を進めます。

戦略的事業

施策・事業名(担当課)	概要	KPI(重要業績評価指標)	
		現況(R7)	指標(R12)
企業版ふるさと納税等推進事業 (企画財政課)	企業版ふるさと納税やクラウドファンディングを積極的に活用し、新たな財源確保を図ります。	企業版ふるさと納税 3件	歳入増
ふるさと納税事業 (企画財政課)	本町の農林産物をはじめとした特産品を返礼品として広くPRするとともに、返礼品を充実させることにより、生産者や事業者の意欲向上を図ります。	ふるさと納税額 1億円	ふるさと納税額 1.5億円
固定資産税適正課税推進業務 (税務住民課)	航空写真を活用し、雑種地や田畑山林等の土地に対する評価内容の現状把握や未評価家屋の調査等を行うことで適正課税の推進に努めます。	令和8年度より 実施	継続実施

5. 多様な主体との連携



現状と課題

- 地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画するとともに、千葉大学や民間事業者をはじめとする各種団体との連携を深め、地域資源を活用しながら地域の実情に応じた発展につなげられるよう、多様な人財が躍動できる環境づくりが必要です。
- 社会経済環境の変化や交通手段・情報伝達手段の発達等に伴い、町民の日常生活や経済活動の圏域は拡大し、町民の行政に対する意識も市町村の枠を超えてきています。また、財政面や効率面の観点から、単独の市町村で実施するよりも広域的に行った方が合理的な分野もあるため、上水道やごみ・し尿処理、医療、消防等においては関係市町村との連携により広域行政を進めています。
- 地方分権の広がりの中、町の行政運営は量的に拡大するだけでなく、質的にも高度化すると見られ、これまで以上に近隣市町村等と連携して効果的に取り組むことが求められます。特に、少子高齢化や災害対応、地域経済振興など、自治体間で共通する課題も多くあるため、自治体間の連携「横のつながり」を強化し、成功事例や資源を共有して相互に補完することが重要です。
- 国においては、「地域未来戦略本部」を設置し、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力で支援することなど、地方創生の取組を引き続き推進することとしています。

目指す姿

- これまで築き上げた千葉大学との「包括的連携」体制をさらに発展させるため、地元企業などの産業界や金融機関との意見交換を積極的に行い、新たな発想をもとに行政運営が進んでいます。
- 町民の日常生活圏の拡大や町域を越えた行政需要に対応するため、広域的な行政サービスの充実を図るとともに、近隣市町村との連携を強化し、多様化する行政需要に合理的に対応できる体制づくりが進んでいます。

取組の内容

(1) 多様な人財の躍動の促進

- 新たな施策の創設や地域課題の解決に向け、千葉大学の持つ知的資源や人的資源、物的資源を導入していきます。

- 「まちづくり」は、「ひとづくり」であるため、千葉大学や地域の事業者等と連携した勉強会の開催や町民の持つ知識・経験・技能を地域に生かすための仕組みづくり、町外の人材登用や連携促進といった多様な人材が躍動できるまちづくりを進めます。
- 若者等の都市部への流出に歯止めをかけるとともに、女性や高齢者、障がいのある人、外国人といった多様な人々が農林業や商工業、医療・福祉・介護などの分野における新たな人材として活躍するよう、発掘育成や資質の向上に努めます。

(2) 広域行政の推進

- 財源の有効活用、事務の効率化等の観点から、広域的な処理が必要な事務については、関係市町村と連携し、広域的な処理を推進します。
- 自治体間の連携においては、競い争う「競争」ではなく、共に創り上げる「共創」による新たな価値を生み出し、持続可能な地域づくりと住民の幸福度向上に寄与するとの考えのもと、今後多様な主体と協力を深め、魅力的な地域づくりの実現に取り組みます。

戦略的事業

施策・事業名 (担当課)	概要	KPI (重要業績評価指標)	
		現況 (R7)	指標 (R12)
公開講座等開催事業 (全課)	千葉大学が主催する学生と地域住民がともに学び合う公開講座「カレッジリンク」をはじめとする勉強会や講習会について、町HPやSNS等でもイベントの告知を行い、地域住民の参加を促し、将来における地域で活躍する担い手の育成を目指します。	カレッジリンク 町民参加人数 1名	カレッジリンク 町民参加人数 5名
多様な主体との連携協定 締結 (全課)	多様な主体とまちづくりや高齢者の見守り、防災等に関する協定を締結することで、きめ細かな住民サービスと相互協力が可能な体制の構築を目指します。	新たな協定締結 1社	新たな協定締結 1社

資料編

1. 長柄町総合計画条例

平成 31 年 3 月 4 日 ・ ・ 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にするとともに、総合計画の策定等に関する必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政運営を図り、もって将来にわたって魅力あるまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町の進むべき方向についてのまちづくりの総合的な指針となる最上位の計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成するものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、目指すべき将来の姿を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げた目指すべき将来の姿を実現するための計画であり、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げた施策を実現するために策定する計画であり、具体的な事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 町長は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定しなければならない。

(総合計画策定審議会への諮問)

第 4 条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ長柄町総合計画策定審議会条例（昭和 41 年長柄町条例第 18 号）第 1 条の規定に基づき設置された長柄町総合計画策定審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 5 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第 6 条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 長柄町総合計画策定体制等の概要

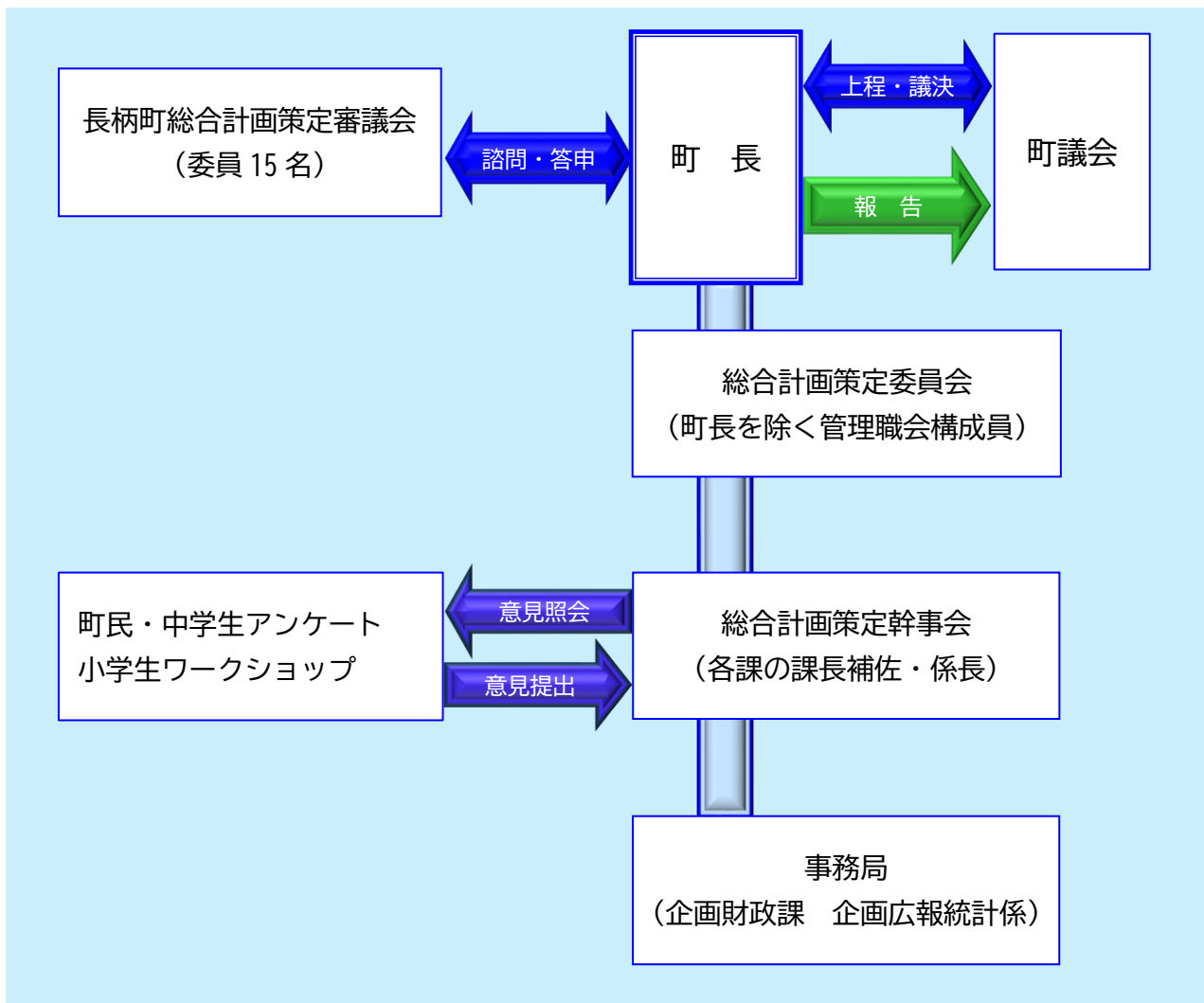
1 目的

「まちづくり」における総合的かつ計画的な指針であり、町政の最上位に位置する総合計画を策定し、実現に向けた町政運営に取り組む。

2 計画期間（第5次）

基本構想	令和3年度～令和12年度（10か年）
基本計画	前期基本計画：令和3年度～令和7年度（5か年）
	後期基本計画：令和8年度～令和12年度（5か年）
実施計画	3か年計画の毎年ローリング方式
総合戦略	令和8年度～令和12年度（5か年）

3 策定体制



3. 長柄町総合計画策定審議会条例

昭和 41 年 5 月 15 日・・・条例第 18 号
改正・・・昭和 44 年 5 月 20 日・・・条例第 5 号
改正・・・昭和 60 年 5 月 5 日・・・条例第 5 号

(設置)

第 1 条 本町の総合計画を策定審議するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき長柄町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ総合計画の策定事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 議会議員 5 人
- (2) 教育委員会の委員 1 人
- (3) 農業委員会の委員 1 人
- (4) 町の区域内の農業協同組合、その他の組合等公共的団体を代表する者 1 人
- (5) 町の区域内の農事実行組合、土地改良区、農事振興区等の自治会団体を代表する者 1 人
- (6) 町の区域内の商工会等産業団体を代表する者 1 人
- (7) 町の区域内の青年団、婦人会等文化的団体を代表する者 2 人
- (8) 学識経験を有する者 3 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償等の支給)

第 7 条 委員には町の条例の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年3月20日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月6日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は昭和61年4月1日から施行する。

4. 長柄町総合計画策定審議会委員名簿

No.	氏 名	該当条項	備 考
1	三枝 新一	第3条第2項第1号	町議会議員
2	高橋 智恵子	//	//
3	神崎 清美	//	//
4	佐久間 繁英	//	//
5	池沢 俊雄	//	//
6	篠田 孝行	第3条第2項第2号	教育委員会
7	近藤 清美	第3条第2項第3号	農業委員会
8	伊藤 善文	第3条第2項第4号	農業協同組合
9	金坂 毅一	第3条第2項第5号	農業振興団体
10	石井 健嗣	第3条第2項第6号	商工会
11	石川 美智子	第3条第2項第7号	公民館教室
12	鶴岡 富江	//	文化祭実行委員
13	岩崎 英代	第3条第2項第8号	学識経験者
14	前橋 久男	//	//
15	鶴岡 春美	//	//

5. 長柄町総合計画策定審議会の審議経過等

◆第1回審議会

日時 令和7年12月26日 午後1時30分～

場所 長柄町役場3階 協議会室

案件 長柄町第5次総合計画実施計画（案）について

備考 長柄町第5次総合計画実施計画（案）を承認

◆第2回審議会

日時 令和8年1月23日 午後1時30分～

場所 長柄町役場3階 協議会室

案件 長柄町第5次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略（素案）について

◆第3回審議会

日時 令和8年2月25日 午後1時30分～

場所 長柄町役場3階 協議会室

案件 長柄町第5次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略（素案）について

備考 長柄町第5次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略（素案）を承認

◆意見募集

期間 令和8年2月27日～3月13日

備考 特に意見なし

6. 長柄町第5次総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 長柄町第5次総合計画（基本構想、基本計画）の策定に関する重要事項を審議するため、長柄町第5次総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(策定委員会の職務)

第2条 策定委員会は、幹事会から提出された計画素案を調査審議し、それらをもとに計画案を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長、課長、こども園長、議会事務局長をもって構成する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は副町長職にある者とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、教育長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 策定委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

策定委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
副町長	若 菜 一 繁	委員長
教育長	酒 井 昌 史	
総務課長	若 菜 聖 史	
企画財政課長	小 泉 義 彦	
税務住民課長	関 英 司	
健康保険課長	佐 藤 幸 子	
福祉課長	佐 藤 幹 宏	
産業振興課長	山 田 比 呂 貴	
建設環境課長	前 田 友 和	
会計課長	小 川 久 美 子	
こども園長	川 嶋 静 雄	
学校教育課長	西 周 信 行	
生涯学習課長	石 井 和 子	
議会事務局長	関 利 治	

7. 長柄町第5次総合計画策定幹事会設置要綱

(設置)

第1条 長柄町第5次総合計画（基本構想、基本計画）を策定するため、長柄町第5次総合計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 幹事会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び計画の企画立案に関すること。

(2) 総合計画に係る事務事業の調査及び資料の収集ならびに作成に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、企画財政課長をもってあてる。

3 幹事は、課の職員のうちから町長が任命する。

(幹事長の職務等)

第4条 幹事長は幹事会の事務を総理し、会議の議長となる。

2 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した幹事が幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事は、会議に自ら出席できないときは、課長があらかじめ指定する者を出席させることができる。

3 幹事は、会議の経過及びその結果を所属する課長へ速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

策定幹事会名簿

所 属	氏 名	備 考
企画財政課	小 泉 義 彦	幹事長
	齊 藤 陽 彦	
総務課	牧 野 裕 昭	
	石 田 真 由 香	
税務住民課	伊 東 正 枝	
	神 崎 美 穂	
	上 代 晃 平	
健康保険課	安 部 吉 輝	
	松 本 尚 子	
	若 菜 弘 志	
福祉課	荒 井 和 也	
	外 山 謙 介	
	城 丸 祐 記	
	蒔 田 悦 子	
産業振興課	牧 野 正 幸	
	岩 崎 喜 博	
建設環境課	土 屋 貴 明	
	岩 井 一 憲	
	松 井 祐 樹	
会計課	朝 生 美 咲	
学校教育課	石 渡 広 明	
生涯学習課	土 屋 亜 矢 子	
議会事務局	内 藤 文 雄	

長柄町
第5次総合計画後期基本計画
第3期総合戦略
令和8年度～令和12年度

発行年月 : 令和8年3月
発行・編集 : 長柄町 企画財政課
所在地 : 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地
電話 : 0475-35-2110
ホームページ : <https://www.town.nagara.chiba.jp/>



第5次総合計画後期基本計画 第3期総合戦略

令和8年度(2026)～令和12年度(2030)